

我が国における犯罪被害者支援の現状と今後の課題

小林 奉 文

目 次	
はじめに	(1) 支援活動の総合化・体系化
I 犯罪被害者支援の現状	(2) 犯罪被害者の権利
1 犯罪の被害者について	(3) 犯罪被害者基本法案
(1) 犯罪被害者の被害実態	(4) 犯罪被害者支援法要綱（案）
(2) 犯罪被害者支援の国際的動向	(5) 総合的な犯罪被害者支援について
2 犯罪被害者支援の経緯	おわりに
(1) 犯罪被害給付制度の創設	はじめに
(2) 1990年代の被害者支援の動向	近年、犯罪被害者問題についての社会的関心の高まりを受けて、犯罪被害者支援が新たな段階に入ったと言われている。刑事司法制度等の
(3) 犯罪被害者保護二法等	変革を迫るような論点までもが主張されている。
(4) 報道機関における対策と人権擁護法案	国際的にみると、欧米諸国においては、50年代から被害補償制度についての論議が始まり、
II 犯罪被害者支援の今後の課題	60年代にその制度化が進められた。支援活動は、
1 犯罪被害者の実態調査	70年代から活発に行われ、その後、第二次被害者化の研究等を受けて、刑事手続における被害者の地位についても80年代に各国で法改正が行われた。このような中で、1985年の国連総会において「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する司法の基本原則」が採択され、欧米各国は、その
(1) 諸外国における実態調査	実施に積極的に取り組んだ。異なった歴史的文化的背景があることから単純な比較は避けるのが妥当であろうが、それにしても我が国の遅れには否定できないものがある。
(2) 我が国における実態調査	我が国では、1980年に犯罪被害者等給付金支給法が制定されたが、犯罪被害者支援と刑事手続における被害者の地位についての動きは活発化しなかった。1991年の犯罪被害給付制度発足
2 刑事手続における被害者の法的地位	
(1) 今後の課題	
(2) 刑事手続における法的地位	
(3) 課題とされた項目	
(4) 情報提供について	
(5) 修復的司法について	
3 被害回復	
(1) 被害者の被害回復	
(2) 損害回復制度としての検討課題	
(3) 被害者補償制度の再構成について	
4 民間の被害者支援について	
(1) 被害者支援の動向	
(2) 民間の被害者支援の国際動向	
(3) 民間援助団体の課題	
5 総合的な犯罪被害者支援について	

10周年記念シンポジウムにおいて、被害者のニーズと被害の実態を実証的に調査する必要性が指摘され、それを受けた実態調査より、犯罪被害者の精神的被害の深刻さ、二次被害、情報提供のニーズ等の問題が浮き彫りにされた。1995年に発生した地下鉄サリン事件等を契機に、犯罪被害者問題の重要性が認識され、被害者支援に関する関心が高まり、ようやく支援の動きが加速されるとともに、刑事手続における保護等の施策も講じられるようになった。犯罪被害者に係る法制度の整備は進められているが、被害者への民間援助団体等による支援は、緒についたばかりで、今後に残された課題も多い。

「この30年間の世界の刑事法の二大潮流は、組織犯罪対策と被害者の保護であるといえよう。」とも言われている⁽¹⁾。司法制度改革審議会意見書(2001年6月12日)においても、被害者等への配慮と保護の必要性が指摘されている⁽²⁾。本稿においては、我が国における被害者支援について、その現状と今後の課題について概観しようとするものである。

I 犯罪被害者支援の現状

1 犯罪の被害者について

(1) 犯罪被害者の被害実態

(i) 被害者化について

初期の被害者学は、犯罪により直接被害を受けた者を対象としていたが、犯罪を一連の過程として考える「犯罪化」の考えを応用し、直接被害のみならずその後の間接的な被害も対象とすべきではないかとの議論が起り、70年代半ばから、「第二次被害者化、第三次被害者化」論が取り入れられた⁽³⁾。更に、阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件以後、トラウマやPTSD⁽⁴⁾の症状が被害者の精神的被害として広く認識されてきた。

被害者化や症状に応じた支援を行うことが、その効果をあげる上での課題とされている。

(ii) 犯罪被害者の実態調査

犯罪被害者実態調査研究会(代表宮澤浩一)による実態調査(1992~1994)の結果は、我が国における被害者支援の問題点を浮き彫りにした。被害者の精神的被害の深刻さ、警察の捜査等による二次被害等の被害実態とともに、情報の提供等被害者のニーズが明らかになった(宮澤浩一他編「犯罪被害者の研究」成文堂1996)。

○被害者等のダメージ

被害者等のダメージは、精神的被害が最も深刻で、次いで身体的被害、経済的被害の順である。遺族の約6割が一生回復できないほど深刻な精神的被害を受けたと答えており、被害後の精神的な後遺症や打撃から回復することが重要であることを示している。

○二次被害

警察の捜査に振り回され、不快とする人は、遺族で31.1%、身体犯被害者で25.7%であり、捜査活動によって苦痛を受けた経験を持つ被害者の90.7%が、その苦痛は犯罪による被害の一部であるとみなしているのに対し、捜査による不快感を被害の一部とみる捜査関係者は、警察官で27.6%、検察官で57.5%であり、被害者の認識との差が大きい。

マスコミ取材から受ける不快感は、遺族で58.5%、身体犯被害者で36.9%であり、不快感を経験した被害者の95%が、これを事件の一部としてとらえ、犯罪の被害としている。

犯罪被害にあった被害者・遺族にとって、二次被害が深刻な問題であることを示している。

○必要な援助

事件直後に必要な援助は、遺族では、警察への通報、葬儀等の準備、取り敢えずの相談相手等で、身体犯被害者では、警察への通報、救急車等の手配、身の安全を守ってもらうこと等である。必要とされるサービスは、事件直後の危機介入という最も基本的なものであることを、また、遺族には、精神的慰めに対する期待があることを示している。

○情報提供

事件に関する情報提供については、遺族で92.9%、身体犯被害者で81.3%が望んでいるが、遺族で42.9%、身体犯被害者で53.2%が不満を持っている。情報の欠落が被害からの回復を困難にしている一因となっている。

○犯罪被害給付制度

犯罪被害給付金を受給しても、犯人を許す気になったとする人は、わずか1.6%にすぎず、被害者の精神的緩和には必ずしも役立っていないのではないかと疑問が残る結果である。

(2) 犯罪被害者支援の国際的動向

(i) 被害者補償制度

イギリスのM・フライのオブザーバー紙上の「被害者への正義」と題する論文(1957)を契機に被害者補償制度の制定へと動き、60年代半ばから、ニュージーランド、イギリス、カリフォルニア州等に広がった。補償の性格や内容は、国により異なっている。

(ii) 民間の被害者支援

民間の支援活動は、70年代から活発になった。1974年にイギリスのブリストルでVSS (Victim Support Schemes) が設立され、1979年には全国組織のNAVSS (National Association of Victims Support Schemes、1989年にVictim Support) が設立され、各地で支援活動を展開した。アメリカでは、1972年に3民間組織による被害者援助プログラムがスタートし、1976年には全国組織であるNOVA (National Organization of Victim Assistance)が設立された。全国組織としては、このほかに、NVC (National Victim Center) 等がある。ドイツでは、1976年に「白い環」が設立され、それが大きな潮流となり、欧州各国に広がった。各国の民間支援組織は、被害者支援活動の中心的な役割を果たしている。

(iii) 被害者の法的地位

刑事手続における法的地位については、アメリカが先導的役割を果たした。1980年にウイコンシン州で「被害者の権利章典」(Victims' Bills of Rights) が制定され、現在では全州で

制定されている。被害者の権利について憲法で規定している州は、32である。連邦では、レーガン大統領時代の1982年に、68項目にわたる勧告を盛り込んだ犯罪被害者に関する大統領特別委員会最終報告書がまとめられた。同年には、連邦被害者及び証人保護法が制定された。1984年には犯罪被害者法が制定され、更に被害者の法的地位の向上が図られた。以降1990年被害者の権利及び賠償法など多数の法律が制定されている。なお、最終報告書の勧告に含まれていた被害者の権利について規定する連邦憲法修正第6条案は、未だ成立していない。

ヨーロッパにおいては、ヨーロッパ評議会が1985年に刑法及び刑事訴訟法における被害者の法的地位に関する勧告を採択し、加盟各国に大きな影響を与えた。ドイツでは1987年に被害者保護法が施行され、イギリスでは1990年に被害者憲章(1996年に新被害者憲章)が公表されるなどの動きとなって現れた。

(iv) 国連の活動

1985年の第7回国連犯罪防止会議の第3議題で犯罪被害者の問題が取り上げられ、「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する司法の基本原則」が決議され、11月の総会で採択された(GA/Res/40/34)。更に、1996年の国連犯罪防止・刑事司法委員会第5部会は、司法の基本原則の導入と適用のためのマニュアルを作成する旨の決議を採択し、それに基づき、「被害者のための司法のハンドブック」(Handbook on Justice for Victims 1999)と「政策立案者のための指針」(Guide for Policy Makers 1999)が作成された。

2 犯罪被害者支援の経緯

我が国における犯罪被害者支援活動は、60年代後半の殺人事件被害者遺族の補償を求める運動から始まるが、当時は社会の関心を引かず、1974年の三菱重工ビル爆破事件を契機に動きだし、1980年に犯罪被害者等給付金支給法が制定された。

被害者支援の動きは、同法制定以後急速に衰え、社会の関心も薄れていった。90年代に入り、犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウムを契機に被害者支援の動きが活発化し、民間の被害者支援組織の設立、刑事司法機関による被害者支援施策の実施等の動きとなった。しかし、これら動きは既存の法制度の枠内での改善であったことから、1999年以降、犯罪被害者保護のための法制化へと大きく動いた。

(1) 犯罪被害給付制度の創設

(i) 犯罪被害給付制度の制定経緯

通り魔殺人等の犯罪行為によって不慮の死を遂げた被害者の遺族や重傷害を受けた被害者は、身体的・精神的・経済的打撃を被るが、加害者が無資力等のため民事上の不法行為に基づく損害賠償を受けることがほとんどできない⁽⁵⁾。民事上の損害賠償制度が機能していないことがその根底にあるが、このような事態は、民事上当然生ずる問題である。19世紀前半には、イギリスのJ・ベンサムが刑罰制度の確立とともに被害者救済の必要性を提唱し、19世紀後半以降には、イタリアの実証主義犯罪学者E・フェリー、R・ガロファロらが被害者補償制度を提案しているが、制度として成立するまでには至らなかった。我が国では、牧野英一博士が、「犯罪被害者に対する賠償の実際的方法」(『法学協会雑誌』22巻1号 1904 p.94)において、19世紀末の万国監獄会議の決議等とともに、R・ガロファロの所説を紹介し、犯罪被害者に対する賠償問題は、学会の宿題であると論じている。

我が国では、ニュージーランドの刑事被害補償法制定(1963年)以降諸外国の動向等に関する論文が発表されたが、制度創設の動きにはつながらなかった。なお、日本弁護士連合会は、第3回人権擁護大会(1960年11月)において、「国家に対して、この不幸なる被害者の救済のため速やかに損害賠償の立法措置を講ずべきことを要求する」旨決議している。

大谷教授は、制度への関心が高まった契機⁽⁶⁾

として、三点をあげている。第一は、災害に係る公的補償制度が拡大されたことから、補償に不均衡が生じたこと、第二は、犯人の保護と被害者の保護とに著しい不均衡が見られるという刑事司法の運用に対する国民一般、特に犯罪被害者の不満があること、第三は、1960年代から70年代にかけて、先進諸国において救済制度が新設され、この制度を通じて犯罪被害者を取り込んだ形の刑事司法を考えようとする気運が高まったことの三点である。

このような中で、1974年に三菱重工ビル爆破事件が発生し、死傷した被害者には労働者災害補償保険法が適用される人と業務中でないことから補償を受けられない人がいたことなどから、問題となり、補償の谷間に残された被害者を救済すべきとする主張が高まった。マスコミ⁽⁷⁾も、被害者救済制度の必要を訴える論陣を張った。国会においては、1975年7月の衆議院法務委員会⁽⁸⁾で、犯罪被害者の遺族と研究者が参考人意見を述べるとともに、質疑応答が行われ、各政党は、相次いで犯罪被害補償法案要綱を発表した。1976年には日本弁護士連合会が刑事被害補償法案を発表するなど、その立法化の動きが強まった。

(ii) 犯罪被害補償制度の必要性と理論的根拠

犯罪被害補償制度については、導入の必要性と理論的根拠、被害者の人権と被疑者の人権の関係等についての論議⁽⁹⁾が交された。

必要性の観点からは、① 犯罪被害については損害賠償制度が機能していないこと、及び、損害賠償制度が機能しない他の領域では、労働者災害補償保険法、自動車損害賠償保険法等の救済制度が設けられており、不均衡が生じていること、② 刑事政策上、犯罪者の処遇と被害者保護との間に不均衡があることの二点が論点⁽¹⁰⁾とされた。

理論的根拠としては、① 国には犯罪防止義務があり、犯罪が発生した場合にはその義務に違反しており、国に損害賠償責任があるとする

考え方、② 国には社会福祉政策の一環として補償する責任があるとする考え方、③ 社会が選択した犯罪抑止システムから必然的に生じる犯罪の被害を被害者のみに負担させることは公平の原則に反するとして、相互救済の観点から、被害を社会全体で負担することとする考え方に分類される。いずれの考え方も、そのみでは理論的根拠としては十分と言えないとされていた⁽¹¹⁾。

制度創設に尽力した大谷教授は、これらの議論を踏まえ、「この制度は、まず犯罪被害者の悲惨な実態を出発点としながら、社会福祉政策の不均衡及び犯人サイドの人権保障と被害者に対する刑事司法上の措置との不均衡によってもたらされている犯罪被害者の法秩序ないし刑事司法に対する不信感の除去を目的とし、犯罪コストの社会全体への分散を根拠にするもの」、そして、「補償を要すべき程度の悲惨な実態があり、それを放置しておくとき、法的正義感が著しく損なわれ、法秩序に対する市民の信頼感が失われる性質ないし程度の犯罪であって、それに対する補償が社会一般によって承認される内容のものでなければならない」としている⁽¹²⁾。

(iii) 犯罪被害者等給付金支給法

(a) 提出時の経緯

当初法務省を中心に検討されたが、裁定実施機関を法務省の地方機関として新たに設置することは行政簡素化の観点から難しいとの議論もあり、既存の組織を使うことが妥当とされ、都道府県公安委員会制度に関わる警察庁が中心となって法案作成に当たることとなった⁽¹³⁾。

(b) 制度の趣旨 (第1条)⁽¹⁴⁾

故意の犯罪行為により不慮の死亡又は重障害を受けた者は、大きな精神的・経済的打撃を被るにもかかわらず、事実上損害賠償を受けられないなど悲惨な状況にあることから、社会全体として放置できないという一種の社会連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給する制度と位置付けられた。

制度の性格については、① 不法行為制度の実質化・補完、② 刑事政策上の補完、③ 福祉政策の拡充の三要素を総合したものであり、国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、国民の信頼感を回復することにあるとされた。また、犯罪行為について原因者負担の責任保険を創設することは法的に不可能であること及び被害者について社会保険制度の創設は現実的には不可能であることから、税を財源とする救済制度とされた。

給付金については、「いわば社会連帯共助の精神をもって、社会的に気の毒な立場にある犯罪被害者の被害の緩和を引き受けようとするものであるから、見舞金的性格を有している」(大谷・斎藤『犯罪被害給付制度』有斐閣 1982 p. 60) とされた。

(c) 対象となる犯罪被害 (第2条)

対象となる犯罪被害は、死亡又は死亡と同等の評価を受ける重障害⁽¹⁵⁾に限定された。放置しておけば法制度に対する信頼が失われるとして問題とされたケースが、通り魔殺人等の不慮の死亡事件であったという経緯を踏まえ、死亡を中心として制度を組み立てるのが妥当とされ、重大さにおいて同等の評価を受ける重障害も同等に取り扱うこととされた⁽¹⁶⁾。

過失による行為については、① 故意の犯罪行為については、その性質上責任保険等の方策を採用できないのに対して、過失行為については、原因者負担の原則により責任保険等で救済が可能であること、② 故意の犯罪行為による場合には、過失による行為の場合に比べ、被害者等の精神的打撃が大きいことから、社会全体として例外的に給付しようとするものであること等の観点から対象とされていない。過失による行為については、故意の犯罪行為と悲惨さの点では変わらないとして、適用すべきであるとの観点から国会で多くの質疑がなされた。

(d) 犯罪被害を受けた者等の範囲—外国人旅行者等 (第3条)

対象となる被害者等は、日本国籍を有する者

又は日本国内に住所を有する者に限定され、外国人旅行者等は対象とされていない。社会の連帯共助の精神に基づく制度であることから、日本社会の構成員として生活している者に限定された。外国人旅行者等に適用されないことについては、国会で取り上げられ、適用すべきとの観点から質疑がなされた⁽¹⁷⁾。

(e) 給付金の種類等—親族関係等（第4条・第6条）

被害者と加害者の間に親族関係があるとき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき等には、社会の連帯共助という趣旨に照らして相当でないとの考えから、給付金の減額又は不支給とすることができるとされた。

被害者と加害者の間に親族関係があるときは、全部又は一部を支給しないことができるとされたのは、① 親族は民法上も社会通念上も助け合うのが通常であり、親族間の被害についてまで給付するという社会全般の意識はないこと、② 支給すれば、加害者をも利することとなる場合が多いこと等の観点から、社会の連帯共助の精神に基づく制度には合致しないと考えられたからである⁽¹⁸⁾。

(f) 給付金の額（第9条）

給付金の額の算定方式は、政令で定めるとされた。遺族給付金は最高額約800万・最低額約220万、障害給付金は最高額約950万・最低額約260万である⁽¹⁹⁾。額については、国会において、低いとの観点からの質疑があった。

(g) 遡及適用

この法律の規定は、施行（1981年1月1日）以後の犯罪行為による死亡又は重障害に適用することとされた。国会において、法案の契機となった被害者は救われないではないか等の質疑があり、施行前の被害者等の救済については、両院地方行政委員会で、別途奨学金制度の実現などにつき検討すること等を求める付帯決議が採択された⁽²⁰⁾。付帯決議の趣旨に基づき、1981年5月に奨学金給付事業等を行う財団法人犯罪被害者支援基金が設立された。

(2) 1990年代の被害者支援の動向

(i) 被害者支援の在り方についての検討

我が国では、犯罪被害者等給付金支給法施行後、問題提起の論文は発表されていたが⁽²¹⁾、進展はなかった。東京強姦救済センターの設立（1983）が少ないケースの一つである。

(ii) 犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム

90年代に入り、犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム（1991）が契機となり、ようやく機運が高まった。シンポジウムでは、二次被害の防止、被害者の刑事手続への参加等の問題の検討と被害実態とニーズについての調査が必要であると指摘された。更に、被害者の精神面への支援が必要であるとする指摘とともに、交通事故被害者の遺族から、「是非被害者の精神的サポートをするシステムを作って欲しい」との意見があった。これを契機に、犯罪被害の実態調査⁽²²⁾が実施されるとともに、犯罪被害者相談が始まった⁽²³⁾。シンポジウムに参加した山上教授は、1992年に東京医科歯科大学研究室に犯罪被害者相談室を開設した。電話相談からスタートし、逐次カウンセリング、セルフヘルプグループ活動の支援等を行うなど、支援活動の中核としての役割を担ってきた⁽²⁴⁾。その後、各地に民間被害者支援組織が設立された。

(iii) 警察における対策

(a) 被害者対策要綱

1995年の地下鉄サリン事件により精神的被害の深刻さが認識され、被害者支援の動きが加速し、翌年1月に「警察の『被害者対策』に関する研究会」報告がとりまとめられた⁽²⁵⁾。

警察庁は、研究会報告等を踏まえ、1996年2月に「被害者対策要綱」を策定した。要綱の意義は、① 従来個々の警察職員が自発的に行っていた被害者対策を警察の本来業務と位置付けたこと、② 警察捜査が被害者に二次被害を与えている点を認識し、対策を講ずることとしたこと、③ 不十分ながらも警察の被害者対策の基本的なシステムが構築されたこと等にある。

要綱では、基本的考え方として、① 警察の設置目的の達成、② 捜査活動への被害者の協力確保、③ 捜査過程における被害者の人権の尊重、の三点が掲げられた。「警察は、『個人の人権と自由を保護』することを目的に設置された機関であり、したがって、犯罪によって個人の利益が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状態を改善していくことは、自らの設置目的を達成するために当然に行うべき事柄である。被害者対策は、警察本来の業務であり、警察は被害者を保護すべき立場にある。」(要綱3(1))⁽²⁶⁾ との考え方と、「犯罪捜査における個人の基本的人権の尊重については、被疑者の人権のみならず、被害者の人権に対する配慮も当然に含むものである。警察は、被害者に敬意と同情をもって接し、被害者の尊厳を傷つけることのないよう留意することが求められる」(要綱3(3)) との考え方が示された。

留意事項として、① 被害者のニーズへの対応、② 総合的・重点的な施策の推進、③ 他機関、民間団体等との連携その他を掲げ、個別分野施策として、① 被害者の救援(情報提供、被害者の精神的被害の回復への支援、被害の補償・被害品の回復)、② 捜査過程における二次的被害の防止・軽減(被害者への対応の組織的改善、性犯罪捜査における婦人警察官による事情聴取の拡大等)、③ 被害者等の安全確保等を掲げている⁽²⁷⁾。

要綱は、当面早急に取り組むべき施策を中心に取りまとめられたものであり、研究会報告の指摘事項を全て取り上げたものではなく、残された課題が多いと指摘されている⁽²⁸⁾。検討課題は、① 民間の被害者援助団体への支援の問題、② 性犯罪捜査における施設面の改善、③ 家庭内暴力等への対応、④ 民事賠償請求への関与等である。特に民間団体の支援の問題は、被害者対策の中心的課題であるが、当面警察の対策を中心にするということで、主要な対策とされなかった。

(b) 被害者対策の実施

情報提供に関しては、被害者連絡実施要領が

1996年7月に制定され、身体犯・ひき逃げ事件の被害者等に対し、捜査状況、被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を連絡することとし、警察署に被害者連絡担当者が置かれることとなった。このほか、被害者の手引きの配布、地域警察官による被害者者訪問・連絡活動等が行われた。

二次的被害防止に関しては、1996年から、性犯罪捜査指導官の設置、女性の性犯罪捜査官の配置、事情聴取場所の整備、被害者対策用車両の配置等の諸対策が講じられた。

精神的被害の回復に関しては、カウンセリング体制・被害少年への支援体制の整備、相談活動の充実等の対策が講じられた。安全確保のための再被害防止対象事件登録制度(1997)、被害者への危機介入の支援を行うための指定被害者支援要員制度(1999)、再被害防止要綱の制定(2001)等の施策も推進された。

1999年には、犯罪捜査規範が改正され、捜査分野における被害者対策の基本的な在り方が規定された。①被害者対策の一層の推進を図るため、被害者等の心情を理解し、その人格を尊重した捜査を行うこと、②二次的被害の防止、③被害者等に対する情報提供、④被害者等の保護等の規定が設けられた。また、被害者のニーズに対応するためには、関係機関、民間団体等と連携した支援活動が必要であることから、1998年から被害者支援連絡協議会等の設置が進められた⁽²⁹⁾。

(iv) 検察における対策⁽³⁰⁾

情報提供については、1991年に福岡地検で被害者通知制度が初めて実施され、順次全国に拡大し、1999年には、法務省の「被害者等通知制度実施要領について」(依命通達)により制度が統一され、被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等を通知する制度が実施された。2001年からは、自由刑の執行終了予定時期、仮出獄、釈放等も通知内容に含められた⁽³¹⁾。2000年には、交通事故以外の事件についても不起訴記録の開示に応じることとした。

相談等については、1999年10月以降全地検に被害者支援員が配置され、支援業務に従事している。また、矯正・更生保護の分野においても支援施策が講じられている⁽³²⁾。

(v) 刑事訴訟法の一部改正及び少年法の一部改正

法制審議会の組織犯罪に関する答申を受けて、1999年に刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成11年法律第138号）が成立し、証人等の保護の規定（証人の住居等の開示に関する配慮及び証人等の住居等に関する事項についての尋問の制限等）が設けられた。

1999年の少年審判における事実認定の適正化を図るための少年法の整備等に関する法制審議会の答申に、少年審判の結果等についての被害者等への通知制度の導入が盛り込まれた。この答申に基づく改正法案は、2000年に廃案となったが、その後、通知制度の他に、新たに、被害者等の意見を聴取する制度と被害者等による記録の閲覧・謄写を認める制度を加えた内容の議員提案による改正法（平成12年法律第142号）が成立した。

(vi) 日本弁護士連合会における対策

日本弁護士連合会は、1999年に「犯罪被害者に対する総合的支援に関する支援」をまとめ、その中で、犯罪被害者基本法案要綱を提示するとともに、弁護士会の犯罪被害者支援窓口の開設、民間支援組織等との関係構築に取り組むことを提言した⁽³³⁾。その後、基本法制定に向けての活動、各弁護士会における被害者支援センターの設立と充実、被害者弁護活動のための法律扶助制度創設の働きかけ、附帯私訴・被害者加害者対話プログラムに関する調査研究等の活動を行っている⁽³⁴⁾。また、単位弁護士会の活動も活発化している。

(vii) 法改正の動向等

これらの動きは既存の法制度の枠内での改革に過ぎないことから、1999年以降法制化へと大きく動いた。犯罪被害者保護二法の制定と犯罪被害者等給付金支給法の一部改正である。また、

個別の被害類型に対処するため、ストーカー行為等の規制に関する法律（平成12年法律第81号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が相次いで制定された。

なお、1999年11月に、内閣官房に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が置かれ、2000年3月に関係省庁の検討結果が「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議報告書～犯罪被害と当面の犯罪被害者対策について～」⁽³⁵⁾としてとりまとめられた。

(3) 犯罪被害者保護二法等

(i) 犯罪被害者保護二法について

1999年10月に法務大臣から法制審議会に諮問された項目には、パブリックコメントを求めた項目のうち、「被害者の地位の明確化について」と「検察審査会における審査申立権者の拡大等について」の2項目が盛り込まれず、性犯罪の告訴期間の見直し、性犯罪被害者等の証人の負担軽減に関すること（ビデオリンク方式による証人尋問等）、犯罪被害者の刑事手続の関与（被害者等の傍聴に対する配慮等）、犯罪被害者の損害の回復（民事上の和解を記載した公判調書に対する執行力の付与等）の4分野・9項目であった。2000年2月の答申では、「被害回復に資するための没収・追徴制度の利用」が見送られた。答申を踏まえ、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案」として国会に提出され、2000年5月19日に公布された。

この改正⁽³⁶⁾では、被害者の地位の明確化が将来の課題とされたことに特徴の一つがある。法制度として明確に規定すれば、裁判官、被告人、検察官という三訴訟主体を基本とする訴訟構造に抵触するおそれが強く、現行訴訟構造を前提とする限り、犯罪被害者に三訴訟主体と同様の地位を与えることは困難であるとの判断で

あった⁽³⁷⁾。

(a) 被害者等が証人として尋問される際の負担軽減のための措置

(ア) 証人尋問の際の証人への付添い（刑事訴訟法第157条の2）

性犯罪被害者等が証人として法廷で尋問を受ける際に不安・緊張を和らげるために設けられた制度である。なお、証言の助言をしたりはすることは想定されていない。

(イ) 証人尋問の際の証人の遮蔽（刑事訴訟法第157条の3）

被害者等が証人として証言する際の心理的圧迫感を軽減するため、法廷で、証人と被告人・傍聴人の間に衝立てを置くなどの遮へい措置を講ずることができることとされた。

(ウ) ビデオリンク方式による証人尋問等（刑事訴訟法第157条の4等）

性犯罪被害者、児童に関わる犯罪の被害者等は、証人尋問を受ける際に精神的圧迫感をうけ、その精神的平穏が著しく害されるおそれがあると認められる場合がある。これを防止するために、証人を裁判所内の法廷外の別の場所に在席させ、法廷との間を回線で接続し、テレビモニターを通じて証人尋問を行う方法である。証人尋問権の関係で、主要な論点とされた⁽³⁸⁾。

(b) 被害者等による被害に関する心情その他の意見の陳述（刑事訴訟法第292条の2）

被害者等は、事件審理に重大な関心を有しており、公判で意見を述べたいと希望する場合には、意見陳述の機会を与えることが重要であり、それにより、裁判が陳述の意見をも踏まえた上でなされたことが明確になり、刑事司法に対する被害者をはじめとする国民の信頼を確保することに資するとともに、被害者に主体的に裁判に関与させることにより、被害感情の緩和が図られ、更に被告人に対しても反省を深め、その更正に資するなどの効果があるとの観点から、被害者等の意見陳述の制度が新設された。意見の陳述は、量刑資料として使用できるが、事実

認定の証拠とすることはできない⁽³⁹⁾。この制度は、被害者に法的な権利性を認めるものではないとされている⁽⁴⁰⁾。

この制度は、刑事手続の当事者ではないが、事件の当事者として「主体的」に刑事手続に関与させる制度であるとされており、特に重要な改正である⁽⁴¹⁾。学説上も、被害者の立直りに資する等の観点からの積極論と重罰化のおそれがある等の観点からの消極論があり、法制審議会刑事法部会で激論となった。また、欧米では、応報刑思想と修復的司法思想との間で論議があり、この点の議論のないまま意見陳述制度の導入が先行したとの批判もある⁽⁴²⁾。

検討課題の一つとして、刑事訴訟構造に変更がないとすれば、被害者をどのように位置付けるのかという課題があると指摘されている⁽⁴³⁾。刑事訴訟構造の枠組みでは割り切れない中間的なもの、既存の制度ではすくい上げられなかった被害者の心情を汲みあげようとするものと受け止め、法の解釈・適用に反映させていくことが肝要とする考えがある⁽⁴⁴⁾。

(c) 性犯罪の告訴期間の撤廃（刑事訴訟法第235条第1項）

親告罪である強制わいせつ、強姦等の性犯罪については、被害者の深刻な精神的被害や犯人との特別な関係のある場合があることなどから、6ヶ月という短期間に告訴を決断することは困難であるとして、性犯罪被害者保護の観点から、告訴期間が撤廃された。

(d) 犯罪被害者の刑事手続の関与

(ア) 公判手続の傍聴（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条。以下この項で「措置法」という。）

従前から実務上配慮されていたところであるが、被害者等保護の観点から、明文で、裁判長は、傍聴席等を考慮しつつ、被害者等が傍聴できるように配慮しなければならないとされた。被害者等の傍聴については、法的な権利性を認めたものではないとされている。

(イ) 検察審査会法の一部改正

検察審査会の審査申立権者は、被害者、告訴告発した者等に限定されており、死亡被害者の遺族は含まれていなかったが、被害者等の感情を考慮し、遺族にも申立権が認められた。

(e) 犯罪被害者の損害の回復

被害者等がその被害を回復するためには相当の困難が伴う場合があることから、被害者等保護の観点から、刑事手続に付随するものとして、被害回復に資するための措置が定められた。

(ア) 公判記録の閲覧及び謄写(措置法第3条)

被害回復に資するため、刑事手続に付随する措置として、一定要件の下に、公判係属中であっても、訴訟記録の閲覧・謄写が認められることとされた。公判記録の閲覧・謄写についても、法的な権利性を認めたものではないとされている。

(イ) 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解(措置法第4条～第7条)

民事上の争いについて合意が成立した場合には、裁判所に対して共同して和解の申立てができることとし、合意が刑事裁判の公判調書に記載されたときは、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有するものとされ、公判調書により強制執行することができることとされた。

(e) 犯罪被害者保護二法の内容を概観したが、現行刑事訴訟構造の枠内で明確に説明しきれていない事項があると言われており、今後の実務の動向が注目されるところである⁽⁴⁵⁾。

(ii) 犯罪被害者等給付金支給法の一部改正

(a) 改正の経緯

犯罪被害給付制度は、支給が死亡及び重障害に限られているとともに、支給額も死亡の場合は最高額が1,079万であるなど、その内容が被害者等の精神的・経済的打撃を緩和するという点や他の補償制度等との比較において、必ずしも十分ではないことから、犯罪被害者保護二法に対する両院の付帯決議に犯罪被害給付制度の拡充が盛り込まれるなど制度改正を求める要望が

強まった。犯罪被害者に関する検討会は、支給範囲の拡大及び支給金額の引上げとともに、警察による被害者等に対する援助の措置及び民間援助団体の活動を促進するために講じるべき施策について提言(「犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言」⁽⁴⁶⁾)しており、その内容は、法の枠組みの変更が必要であった。提言等を踏まえて、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案が国会に提出され、2001年4月13日に公布された。

(b) 犯罪被害給付制度の拡充

(ア) 支給範囲の拡大

障害が残らない場合であっても、著しく重大な負傷を受け又は疾病に罹患したときは、被害者は精神的・経済的にも看過できない打撃を受けていることから、新たに重傷病給付金制度が創設された(第4条・第9条等)。重傷病給付金の創設に併せて、遺族給付金の額に死亡前に受けた療養に係る被害者負担額が付加されることとされた。障害給付金については、重障害に限定されていたが、障害(傷害等級第1級から第14級までの後遺障害)に支給対象が拡大された(第2条第4項)。これにより、精神的被害が一定の範囲で対象とされることとなった。

(イ) 給付基礎額の引上げ(政令事項)

他の公的給付と比較して、給付金額が3回の改定にもかかわらず低い水準にとどまっていることと最低額が制定時のまま据え置かれていることから、政令が改正され、最高額(遺族給付金は、1,079万から1,573万へ)と最低額(220万から320万へ)が引き上げられた。

(c) 被害者に対する援助の措置

(ア) 警察による援助の措置の促進に関する規定(第22条)

警察による犯罪被害発生直後の迅速な支援や継続的な精神的支援は不十分であり、支援活動を充実することが必要であることから、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置についての規定が置かれた。警察本部長等は、

被害者等に対し、情報の提供、助言・指導、警察職員の派遣等の必要な援助を行うように努めなければならないこととされ、国家公安委員会は、措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針⁽⁴⁷⁾を定めることとされた。

(イ) 民間の被害者援助団体の活動を促進するための措置（第23・26・27条）

民間の被害者援助団体による初期的な支援活動がほとんど行われていないことから、その活動を促進するために、都道府県公安委員会が、一定の要件に該当する団体を犯罪被害者等早期支援団体として指定する制度⁽⁴⁸⁾が設けられた。

(d) 附帯決議

両院において、法律制定時に議論のあった過失犯への不適用及び外国人旅行者等への不適用の規定とともに、親族間犯罪への原則不適用の規定について、給付金支給の適用対象とすべきではないかとの観点からの質疑が多くあったが、在外邦人間の犯罪被害等の問題を含め、今後の検討課題とされ、附帯決議⁽⁴⁹⁾にその旨盛り込まれた。

(4) 報道機関における対策と人権擁護法案

(i) 報道機関における対策

「犯罪被害者の人権を、多くのメディアが真剣に考えるようになったきっかけは、1989年に東京都足立区で起きた女子高生リンチ殺人事件。」（市村眞一「犯罪被害者と報道」『法律のひろば』50巻3号1997 p.45）であり、その後も、被害者のプライバシー等を無視した一部メディアの報道が続いた。報道被害には、プライバシー等侵害とともに、過剰取材と言われる集団的過熱取材（メディア・スクラム）の問題がある。

報道被害問題に対処するため、「放送と人権等権利に関する機構（BRO）・委員会（BRC）」（1997.5）、「日本民間放送連盟報道指針」（1997.6）、新「新聞倫理綱領」の制定（2000.6）、毎日新聞の「開かれた新聞委員会」（2000.11）、朝日

新聞の「報道と人権委員会」（2001.1）等のチェック機関設置、「集団的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解」（2001.12）、「集団的過熱取材（メディア・スクラム）問題に関する民放連の対応について」（2001.12）、「集団的過熱取材対策小委員会」（2002.4）の設置等の自主措置が講じられている。

報道機関は、自主規制によるべきという点で一致している。田島教授は、報道と人権の調整は、第三者も加わった自主的自律的な枠組みの中で追求されなければならないが、「人権・苦情対応機関の制度化など一定の前進が見られるのは確かとはいえ、新聞、雑誌、出版など活字メディアの大部分はまだこの種の仕組みを備えていない」などと指摘している（田島泰彦「人権救済機関をどう構想するか」『法律時報』73巻2号2001 p.23）。

(ii) 人権擁護法案

人権擁護推進審議会の答申を踏まえて、2002年3月に、人権擁護法案が国会に提出された。この法案は、報道機関による犯罪被害者等に関する一定の人権侵害についても、表現の自由十分に配慮しつつ、特別救済手続の対象とすることとともに、新たに独立の行政委員会としての人権委員会を法務省の外局として設置すること等を内容とするものである。

この法案については、報道機関等の強い反対がある。日本新聞協会、日本民間放送連盟及び日本放送協会は、2002年3月に人権擁護法案に対する共同声明を発表し、その中で、政府機関による報道への不当な干渉につながりかねない法案は容認できないとし、改めるべき点は自らの手で改善していくとの考えを示したうえで、取材・報道活動が不当に規制されない、報道の自由に十分配慮した制度がつくられることを強く求めている。この法案については、人権委員会の独立性も重要な論議の対象となっている。

人権擁護法案は、現在継続審議とされている。

II 犯罪被害者支援の今後の課題

犯罪被害者支援の現状を総括すれば、ようやく本格的実施に向けて動き出したと言えるにすぎず、今後の課題は多い。主要な課題について概観してみるが、この他、死刑制度と被害者救済の問題とともに、情報提供の在り方、国民の関心と理解を深めるための教育・啓発、捜査員等に対する研修・訓練、個別被害類型に対する対応、被害防止施策の展開等の課題がある。

1 犯罪被害者の実態調査

犯罪被害者の実態調査は、支援活動の方向性を決定するための前提条件であると思われる。

(1) 諸外国における実態調査

国連の「被害者のための司法ハンドブック」は、被害者支援プログラムを開始する際には、被害者のニーズと支援資源の評価を行う必要があると指摘し、評価目標として、① 被害率の判定、② 被害のタイプの判定、③ 地域における被害者のニーズの総合的把握、④ ニーズを満たすために利用できる既存の資源の評価、⑤ 被害者が刑事司法制度に参加する際の問題点や阻害要因の把握、⑥ 必要とされる支援の判定、⑦ 変更・導入が必要な政策・手続・法律の確認の7項目を示している。

アメリカにおいては、1973年から全米犯罪調査が毎年実施され、イギリスにおいては、英国犯罪調査が1983年から2002年までの間に10回行われており、その調査結果が、被害者支援の施策に反映されている。

(2) 我が国における実態調査

我が国においては、犯罪被害の実態調査⁽⁵⁰⁾は継続的には実施されていない。犯罪被害の発生状況、被害者等のニーズ、支援活動の効果測定等の継続的把握は必要不可欠である。

辰野講師は、「調査の結果は、どのような支援が被害者に対して必要か、あるいはどのような

な対応が望ましいかということを考える有効な手がかりとなっている。近年、被害者を支援する活動が活発である。支援活動の影響が被害者の意識や感情にどのような変化をもたらすのか、そして、警察や検察の被害者対策によって被害者の置かれている状況はどのように変わったのか、今後も調査の必要性は高い」と指摘している⁽⁵¹⁾。また、富田教授は、多様な犯罪被害者についての実態調査、全米犯罪調査のような一般人を対象とした被害者調査等の必要性を指摘している⁽⁵²⁾。

2 刑事手続における被害者の法的地位

(1) 今後の課題

刑事手続における被害者保護については、二次被害の防止、情報提供、刑事手続への参加及び被害者等の安全確保の施策が講じられてきたところであり、その拡充が必要であるが、このうち、特に刑事手続への参加については、多くの課題を残している。

被害者等から、被害者に訴追権を付与すること、被害者の訴訟参加（公判立会権、質問権等）を認めること等の要望⁽⁵³⁾がある。また、被害者等の証人尋問の際の補佐人制度・被害者弁護人制度、被害者が公判手続の関与者として立会・出席する権利を認める制度、損害賠償命令、附帯私訴等が今後の課題であると指摘されている⁽⁵⁴⁾。

刑事手続における法的地位について検討する際には、「修復的司法」に注目しなければならない。修復的司法によれば、刑事訴訟の基本構造の変革を迫られることとなる。

(2) 刑事手続における法的地位

現行刑事訴訟の基本構造の下では、犯罪被害者は「事件」の当事者ではあるが、「刑事手続」の当事者ではないとされている⁽⁵⁵⁾。保護二法による新制度は、法律上の権利として構成されておらず、捜査段階での情報提供制度等も、法律上の権利とされていない。被害者は刑事手続

の当事者ではないという刑事訴訟の基本構造によるものと解される。刑事訴訟の基本構造を変更せずに刑事手続上被害者の地位を位置付けることには、難しい問題がある。

(i) 個別の制度毎に検討する見解

川出助教授は、刑事訴訟の基本構造が個々の問題の結論を導く上でそれほど決定的な意味を持ちうるかについては疑問があるとしたうえで、「今後は、むしろ、被害者に係わる個別の制度が、既存の刑事手続の原則や、被疑者・被告人の権利保障との関係でいかなる弊害をもたらすかを明らかにしたうえで、その導入の可否を検討していくのがあるべき方向であると思われる」と指摘している⁽⁵⁶⁾。

(ii) 刑事手続上の地位を否定する見解

川崎教授は、『事件の当事者』というタームには、検察官の主張たる訴因事実の存否を吟味する当事者主義の刑事訴訟からすると強い違和感が残る。刑事訴訟法の鉄則である無罪推定原則から考えてみると、刑事手続の過程においては被告人と対立関係にある被害者という存在は観念できないから、証人としてでなく、被告人と対立関係にある被害者として意見陳述をするという事態は想定できない。」として、被害者の刑事手続における地位を否定している⁽⁵⁷⁾。

(iii) 被害者に刑事訴訟法上の当事者としての地位を認めるべきとする見解

岡村弁護士は、被害者に訴追権限を与えるとともに、検察官公訴の場合には被害者訴追参加制度を設け、公判立会権、質問権、尋問権等を認めるべきであると主張している⁽⁵⁸⁾。

(3) 課題とされた項目

(i) 被害者補佐人及び弁護人制度

被害者補佐人及び弁護人制度については、被害者は訴訟手続の当事者ではないこと、補佐人制度・被害者弁護人制度が導入されれば、被告人の反対尋問権の行使が抑制され、ひいては被告人の防御と真実解明に支障をきたすおそれがあること、補佐人が代理すべき法的権利が被害

者にはないことなどから、保護二法では取り上げられなかったとされている⁽⁵⁹⁾。

太田助教授は、① 被害者である証人の人権や利益を考慮・擁護することは、訴訟当事者性とは別の次元でも考慮しうる、② 補佐人等の権限を質問に対する異議申立て等一定の事項に限定することにより、証言が円滑に行われることとなれば、事実解明にも役立つとして、その導入の可能性を検討すべきとしている⁽⁶⁰⁾。野間教授は、被害者に補佐人が真に必要な場合があるとして、一定の犯罪に限るか、又は、選任を裁判所の許可にかからせることとしても導入すべきであるとしている⁽⁶¹⁾。

(ii) 被害者等の公判出席・立会

保護二法の傍聴に関する規定が、被疑者の権利とされていないことから、公判出席権又は立会権として構成することも有り得たのではないかとする見解があるが、訴訟構造にかかわる問題であるとして、今回の諮問においては取り上げなかったと説明されている⁽⁶²⁾。被害者等の公判出席権等については、ほとんど論じられていないが、岡村弁護士は、被害者の訴訟参加を強く求めている⁽⁶³⁾。

(4) 情報提供について

情報提供は、実務の運用として警察・検察庁が中心となって行っているが、法的権利として認められたものではないとされている。情報提供が警察及び検察庁を中心に行われていることに対して、垣添弁護士は、警察、検察相互間の連携が不十分ではないか、裁判所も取り組むべきではないか⁽⁶⁴⁾と指摘し、諸澤教授は、捜査から出所までの情報が半ばリレー式に速やかに被害者に届くというシステムを作るべきであると提案している⁽⁶⁵⁾。新屋教授は、情報提供について、刑事司法機関の裁量ではなく、被害者等の権利論として構成した上で、その行使の正当性や限界を明確にするとともに、不服申立制度を設けるべきであると指摘している⁽⁶⁶⁾。

(5) 修復的司法について

修復的司法 (Restorative Justice) は、回復的司法、関係修復司法等とも訳され、応報的司法 (犯罪を法違反として捉え、被害者は司法手続の当事者ではないとする。) に対比される概念であり、一般的には、「犯罪を当事者間の紛争と捉え、その紛争解決のために、関係当事者間の直接対話により、害悪を修復し、傷を癒し、平和を取り戻そうとする、非専門家的な問題解決の理論と実践である。」(高橋則夫「刑法の目的と修復的司法の可能性—分科会の目的」『刑法雑誌』41巻2号 2002 p.218)⁽⁶⁷⁾とされている。修復的司法においては、被害者を紛争の当事者としており、換言すれば、被害者は、司法手続の当事者として位置付けられることとなる。

近年、修復的司法を実務上導入する国⁽⁶⁸⁾が増加している。我が国では、諸外国の動向を紹介する段階に止まっており、修復的司法が取り入れられる可能性⁽⁶⁹⁾は、現段階では不明確であるが、刑事司法の目的の変更につながる事柄であり、相当の検討が必要になると思われる。

3 被害回復

(1) 被害者の被害回復

(i) 損害賠償制度の実効性

民事上の損害賠償には実効性がほとんどないこと、犯罪被害給付制度の拡充には限界があること等の観点から、刑事手続の枠内で、加害者自身に賠償を尽くさせる制度を工夫すべき時期にきているのではないかと問題提起されている⁽⁷⁰⁾。「犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言」⁽⁷¹⁾も、本来賠償責任を負うべき加害者の損害賠償の実効性を高めるための制度を検討することが重要であると指摘している。

(ii) 民刑分離の思想について

刑事手続における損害回復の制度については、民刑分離の思想に反するとして否定的であったが、近時、民刑分離論の一部見直し問題が提起されている。田中英夫・竹内照夫教授 (『法の実現における私人の役割』東京大学出版会 1987 p.

159) は、「民事と刑事との区別についていえば、これが法律におけるもっとも基本的な区別の一つであることはもちろんであるが、この区別といえども、これをその実質的根拠と切りはなして、一つのドグマとして絶対視すべきではあるまい。」とした上で、損害賠償について、「刑罰のいわば中核的部分は別として、その周辺部分ともいうべきものについては、刑事と民事・行政等他の手続との接近・交錯の現象がありうるのではないだろうか。」としている。渥美教授は、「刑事手続は犯人に科刑することのみを目的とするものではなく、科刑手続を通して、被害状況の修復と被害の抑止・予防も、刑事手続の重要な目的とすることができる。したがって、度を過ぎた民刑分離の原理は却けられなければならない。裁判所の介在による附帯私訴を相当とする認定などを要件に、附帯私訴を復活する立法も期待される。」(渥美東洋『刑事訴訟を考える』日本評論社 1988 p.179)としている。このように、民刑分離の思想を一部修正する必要があるとする見解⁽⁷²⁾が主張されている。

(iii) 加害者による損害賠償の制度

高橋教授⁽⁷³⁾は、損害回復について、強制的形態と任意的形態 (加害者と被害者の和解システム) があるとした上で、諸外国の法規制を分類し、法規制モデルとして、① 統一的な刑法・民法の損害回復裁判を行う結合モデル (例えば、フランスの私訴)、② 罰金を被害者に払う迂回モデル (例えば、スイスの法制)、③ 損害回復を独立の反作用とする制裁モデル (例えば、イギリス、アメリカの損害賠償命令)、④ 損害賠償を量刑事由とする量刑モデル (例えば、ドイツの法制) の4種をあげるとともに、民事手続を支援する支援モデル (公判記録の閲覧謄写等) を紹介し、我が国に適合する形態について、「わが刑事司法の特色からすれば、(附帯) 私訴や損害賠償命令などのような刑事手続モデルを直ちに導入することにはかなりの困難がともなうであろう。したがって、たとえば、罰金刑を被害者補償に当てるスイスの制度、没収制度の

活用を行うオーストリアの制度などのような刑事手続関連モデル（いわゆる「迂回モデル」）や警察庁の考案した「供託命令制度」のような民事手続支援モデルの方向で構想していくことが穏当であるように思われる。また、「加害者と被害者の和解」システムも、示談・被害弁償という事実上の措置が存するだけに、確立は容易であろう。」としている。

損害賠償制度については、このほかに、犯罪収益の没収・追徴制度、財産の隠匿や散逸を防止するための保全手続制度等が検討対象⁽⁷⁴⁾であるとされている。

(2) 損害回復制度としての検討課題

各種の案が示されているが、特に多くの論者が提示している損害回復制度について概観する。

(i) 被害回復のための没収及び追徴に関する制度

(a) 制度の見送り

法務大臣の諮問（1999.10）には、「被害回復に資するための没収・追徴制度の利用」が含まれていたが、2000年2月の法制審議会答申では、その導入が見送られた⁽⁷⁵⁾。

この制度は、組織的犯罪処罰法の仕組みである没収・追徴・保全の制度を利用しようとするものであり、事務局参考試案によれば、① 犯罪収益等が犯罪被害財産に当たる場合であっても、没収・追徴を可能とすること、② 犯罪被害財産について没収し、申立てにより被害者に帰属させること、③ 追徴保全を行った場合には、その命令に基づく仮差押えの効力を被害者に承継させることを内容としていた。審議の中で、① 組織的犯罪処罰法は施行されておらず、没収・追徴の実務運用を踏まえなければ、制度の実効性や問題点についての議論ができないこと、② 財産犯等を対象としており、殺人等の身体犯被害者は救済されないこと、③ 不起訴事件の被害者は対象とならず、被害者間で不公平感が増すおそれがあること、④ 債権回収目的の告訴が増加し、捜査実務に悪影響を与

えること等の指摘があり、導入が見送られた。

(b) 検討課題

損害回復の観点からは、重要な検討課題である。将来解決策を見出さなければいけないとの部会での意見にもあるように、今後部会等で指摘された問題点について検討する必要がある。

(ii) 附帯私訴

我が国では、旧刑訴法に附帯私訴（刑事訴訟に附帯して、被害者がその犯罪による損害の賠償を求める訴え）の規定が置かれていたが、新刑訴法では廃止された。最近、被害者支援の観点から、附帯私訴制度の復活論が主張されている⁽⁷⁶⁾。

(a) 旧刑訴法における附帯私訴

旧刑訴法は、第567条で「犯罪ニ因リ身体、自由、名誉又ハ財産ヲ害セラレタル者ハ其損害ヲ原因トスル請求ニ付公訴ニ附帯シ公訴ノ被告人ニ対シテ私訴ヲ提起スルコトヲ得」と規定し、所要の規定（第9編第567条～第613条）を置いていた。附帯私訴制度については、犯人が民事責任を免れることができないようにすることは有力な犯罪予防方法となること及び公訴の証拠を民事責任についても利用でき、手続上の節約となることから、その合理性が認められるとされていた⁽⁷⁷⁾。附帯私訴は、その性質上民事の訴えであることから、手続は、原則として民訴法の一般原則によることとなる。なお、第575条で、当事者及びその訴訟代理人は、裁判長の許可を得れば、訴訟記録の閲覧・謄写が認められていた。

実務上は、第589条（「裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ存ルヲ問フス数多ノ日時ヲ費ヤスニ非サレハ私訴ノ審判ヲ終結シ難キモノト認ムルトキハ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ此ノ決定ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得ス」）の規定により却下されることが多く、事実上利用されなくなった。そこで、附帯私訴制度の実益は認めつつも、あまり利用されていないこと、刑事裁判の迅速性の障害となること、裁判官の専門化傾向にかんがみて民事訴訟手続によって審理することが妥当であるこ

と等の観点から、新刑訴法では廃止された⁽⁷⁸⁾。

(b) フランスにおける附帯私訴

フランスでは、犯罪被害者は、民事裁判所に損害賠償の請求を提起することができるほか、刑事裁判所で、公訴に附帯して提起することが認められている。公訴は、被害者も刑訴法の定める要件の下で提起することができることされており、附帯私訴の提起が刑事裁判開始の効果を伴うこととなる。検察官により公訴が既になされている場合には、これに加わることができる。被害者は、私訴原告人となった場合には、訴訟の当事者として、弁護人の立会いの下でなければ尋問・対質を受けないこと、被害者の弁護人は訴訟記録の閲覧をすることができること（第114条）等の権利が認められている。被害者にとって、単一の裁判所で民事・刑事の訴訟を行えること、刑事手続により収集された証拠が利用できること、訴訟手続に訴訟当事者として参加できること等の利点があるとされる。しかし、反面、刑事裁判に費やされる時間の60%が民事関係であることから、刑事事件処理の停滞を招いているという問題も指摘されている⁽⁷⁹⁾。資力のない被告人については実効性がないことは、この制度共通の問題である。

(c) ドイツにおける附帯私訴

ドイツでは、1943年に附帯私訴制度が導入された。刑訴法第403条が附帯私訴について規定している。別に民事訴訟を提起する二重手続や民事刑事両裁判の矛盾を避けること、早期の被害者への賠償を図ることなどが目的であったが、遅延させるおそれがある等申立てが刑事手続の中で処理するのに適しないときには決定で裁判をしないことができること（刑訴法第405条）、被害者に制度の関する知識がないこと等の理由で、ほとんど用いられていないと言われている。1986年の被害者保護法による刑訴法の改正が行われ、区裁判所における訴訟物の価額制限の廃止等の努力がなされたが、附帯私訴の利用状況は厳しいとのことである⁽⁸⁰⁾。滝沢論文⁽⁸¹⁾は、損害回復については、附帯私訴によらず、むし

ろ公訴参加により情報を得た上で、民事訴訟を提起するのがドイツの実務であろうと指摘している。

(d) 実務家等の見解

犯罪被害者実態調査研究会の実態調査によれば、我が国の実務家は、全体では52.6%が導入に賛成しているが、そのうち、弁護士の64.2%が導入を望んでいるのに対し、裁判官は賛否が半ばし、検察官はその傾向が明確でないとのことである⁽⁸²⁾。

附帯私訴について、政府参考人⁽⁸³⁾は、「附帯私訴を導入することになりますと、刑事裁判所で損害額の認定その他民事上のいろいろな問題を解決しなければならない。こういうことになりますと、刑事裁判に対する遅延とかそういうような問題が生じるおそれがある、その影響が非常に大きいことが懸念される。さらに、現在、民事と刑事の訴訟構造が非常に相違しておりまして、そういう点からも、直ちにそういうふうな制度を導入することについては、訴訟構造等の関係からも種々検討を要する問題がある。」と答弁している。

(e) 附帯私訴の導入についての検討課題

付帯私訴については、民刑分離の原則から再導入すべきでないとはまでは言えない⁽⁸⁴⁾としても、刑事裁判遅延の可能性、被害者に保障されるべき手続的権利の範囲、起訴便宜主義との関係等検討すべき問題点があることから⁽⁸⁵⁾、まずもって、その検討が必要と思われる。なお、刑事事件全体の処理に大きな負担となってはならないとの観点から、当初は一定の事件に限って採用することも考えられるとの主張もある⁽⁸⁶⁾。

(iii) 損害賠償命令

損害賠償命令制度（裁判所が、刑罰とともに、又は刑罰に代えて言い渡す損害賠償の命令）は、その内容は異なるものの、イギリス、アメリカ、オランダ、カナダ、スウェーデン、大韓民国等の国で実施されており、我が国においても、一時導入が検討された経緯がある。

(a) イギリスの損害賠償命令制度

イギリスの損害賠償命令制度⁽⁸⁷⁾ (compensation order) は、生命、身体、財産に対する罪で有罪の言渡しを受けた被告人に対し、裁判所が拘禁刑・罰金刑とともに被害者への損害賠償を命令する制度である。1972年刑事裁判法の規定により導入された制度で、傷害、損失又は損害を対象とし、命令は、400ポンド以下に限られており、また、裁判所が賠償命令を発するに当たっては、犯罪者の資力を考慮すべきとされた。その後、1982年刑事裁判法により、賠償命令が罰金に優先するとされ、さらに、1988年刑事裁判法により、裁判所は、被疑者死亡の場合を含め、その命令の宣告を常に検討すること、命令を発しない場合にはその理由を付さなければならないこととされた。また、1991年刑事裁判法により、治安判事裁判所の宣告する命令の賠償金の上限が5,000ポンドに引き上げられた。被害者の保護を図るとともに、被害者感情を緩和することも目的とされており、被告人の刑の減刑と連動されてはならないとされている。その一方で、資力のない者が多い現状では賠償金支払の可能性が低いこと、支払能力があっても、被告人の家族の生活費が優先されること等の点から、現実に賠償を受けられないとの問題があると指摘されているとのことである。

(b) アメリカの損害回復命令

アメリカの損害回復命令⁽⁸⁸⁾ (restitution order) は、州レベルでは1930年代から一部導入されてきたが、連邦においても、1982年の被害者及び証人保護法により、刑罰として導入され、数次の改正を経て、現在では連邦及び全州で導入されている。連邦では、裁判所は、すべての事件について、他の刑罰に加えて（軽罪については、他の刑罰に代えて）、犯罪の被害者の損害を回復するように命じることができ、性的虐待、暴力犯罪等一定の犯罪については、原則として損害回復命令が必要的とされている。損害回復命令の対象は、財産的損害、治療費、休業補償等の費用である。1982年の法は、被告人の資力を考

慮すべきとしていたが、1996年の必要的被害者損害回復法で、被告人の資力にかかわらず損害の全額の賠償を命じなければならないこととされた。佐伯教授は、「損害回復命令の制度は、民事の制度を刑事に持ち込むものであるので、その性格付けや運用に多くの困難が伴うことは確かである。特に、検察官の訴追裁量権行使との関係で損害回復命令の範囲をどのように考えるかという問題と、被告人の社会復帰との関係でその支払い能力をどこまで考慮するかという問題は、刑事政策上の考慮と被害者保護の考慮が緊張関係に立つ最も困難な問題といえる。合衆国連邦法も、その点に苦勞しており、解決の一つの試みとして参考になると思われる。」と指摘している（佐伯仁志「刑罰としての損害賠償—アメリカ法の最近の動向」『産大法学』34巻3号2000 p.111）。

(c) 改正刑法準備草案

改正刑法準備草案（1961）第79条は、「刑の執行猶予を言い渡すときは、次の付随処分をすることができる。一（略）二 金額、期間又は方法を定めて、犯罪によって生じた損害の賠償を命ずること。」と規定し、執行猶予の条件として損害賠償を命ずることができる制度が提案されていた。付随処分として損害の賠償を命ずることは、執行猶予のつかない場合との均衡を失すとの意見もあったが、執行猶予者に対して損害の賠償をさせることが、民事上の救済手段を補充するという点と犯人に責任を自覚させることにより更生にも役立つとの観点から、諸外国の多数の立法例にならい、第2項が提案された。最終的には、刑事手続において損害額を正確に算定することは困難であること、訴訟が遅延するおそれもあること、民事責任との関係で複雑困難な問題が生ずることなどの批判があり、採択されなかった⁽⁸⁹⁾。

(d) 導入についての見解

損害賠償命令制度については、民刑峻別論、刑罰論、刑事政策等の観点から問題があると指摘されているが⁽⁹⁰⁾、導入可能性を検討する必

要があるとする見解がある⁽⁹¹⁾。大谷教授は、「損害賠償命令は、犯罪者の改善・更生および一般予防上の抑止力という刑事政策上の必要性の面からのみならず、被害者に対する迅速かつ容易な被害回復、被害感情の宥和など、被害者救済の面からも肯定できるだけに、今後、犯罪者に弁済能力があるのに、弁済を免れている実態がどの程度あるかを、ある程度実証的に把握し、実態に即した賠償命令の採用を、現実の課題として考慮する時期にきているように思われる。」(大谷実『被害者の補償』学陽書房 1977 p.195)と指摘している。高橋教授は、「わが国のような起訴便宜主義の下では、起訴されない場合の被害者には賠償が不可能になるという問題もあろう。」と指摘するとともに、「イギリスの損害賠償命令は、刑罰と共に科すために実効性の面で問題があり、やはり、ディヴァージョンと結合せざるをえないと思われる。」と指摘している⁽⁹²⁾。また、「犯罪被害給付制度その他犯罪被害支援に関する提言」⁽⁹³⁾は、損害賠償命令の検討をすすめることが必要となろうと提言している。

(iv) 供託命令制度

供託命令制度については、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成9年法律第70号)の立案過程において、暴力団の不法収益対策として導入が検討されたが、法務省において、犯罪被害の損害回復についての法制度の検討が開始されたことから、改正法案に盛り込むことが保留された。被害者支援の観点から、検討対象としてあげられている⁽⁹⁴⁾。

(a) 供託命令制度の概要

この制度⁽⁹⁵⁾は、指定暴力団員が不当な要求行為により被害者から取得した金品その他の財産上の利益に相当する金額を供託させて、その一般財産から切り離し、供託金の払渡しを被害回復につき債務名義を有する被害者のみが受け取ることができることを内容としており、不法収益対策と被害者対策を統合する性格のもので

ある。

(b) 供託命令制度についての論点

この制度については、制度の性格、事前手続の在り方、不当な要求行為により指定暴力団員が取得した金品等の価額の算定方式、憲法上の財産権の保障との関係、債権者平等原則との関係等検討すべき論点⁽⁹⁶⁾があるとされている。特に論点となったのは、債権者平等原則であるが、奥村教授は、実定法上も一定の債権者に優先弁済権を付与する制度があること等から、問題はないとし、この制度の導入は考慮に値するとしている⁽⁹⁷⁾。

国会の両院において、1997年5月に「暴力団に係る不法収益について、関係機関との協議・連携を図りつつ、その剥奪及び被害者の被害回復のための強力で総合的な法的仕組みを、速やかに検討すること」旨の附帯決議⁽⁹⁸⁾がなされている。

(3) 被害者補償制度の再構成について

(i) 犯罪被害給付制度の検討課題

2001年の法改正後も、給付金の受給対象者が限定されていること、支給金給付基礎額の拡大には限界があること等の問題点が指摘されている。問題は、この制度が社会連帯共助の精神に基づく見舞金的性格を有していることから生じているとして、国家補償制度として再構成すべきであるとの考え方がある。

(ii) 犯罪被害者実態調査研究会の分析

この問題は、まず、犯罪被害者実態調査研究会調査報告書⁽⁹⁹⁾が提起している。見舞金的性格から被害者の権利として位置付けるよう見直しを図るべきかが問題となるとして、調査結果を検討し、「受給遺族の6割を越える者が同制度を見舞金として理解し、実務家の意見が相半ばしている現状からみると、積極的に同制度を被害者の権利として位置づけるのは現時点では時期尚早であろう。」としながらも、「実務家調査では積極的な意見も有力なことから、今後同制度を被害者の権利として発展させていくこと

も検討の対象とすべきであろう。」としている。なお、権利として位置付ける法的論拠については、論及していない。

(iii) 再構成の根拠

被害者の権利として再構成することについて、「犯罪が私人間の事象であるとすれば、憲法の人権規定は間接的にのみ私人間の法律関係に対して効力を有することとなる（間接的適用説）。しかし、犯罪は国民の基本的な人権を侵害する最たるものであり、国家はそのような犯罪を防止する義務・責任があるといわねばならない。被害者が保護を求める権利は、憲法で保障された人間の尊厳（たとえば、ドイツ基本法一条）から派生するものであり、わが憲法では、13条、25条によって十分根拠づけられる。」とする見解⁽¹⁰⁰⁾がある。

また、1978年の日弁連の刑事被害補償法案は、「国に対して被害補償を請求する権利を認める根拠として、国民は互いに健康で文化的な生活を営む権利を有し、他人の生存を侵してはならない義務を負うところから、この国民相互の連帯共助の関係を法的関係にまで高め、国の責任として認めるべきである」とする見解であった上で、そのためには、憲法的根拠を明確にする必要があるとして、「従来の間接適用説の見直しと、国の基本権保護義務を認めるドイツ基本法を参考にした法理論が今後の課題となろう。」と指摘する見解⁽¹⁰¹⁾がある。

(iv) 国家補償とすることについて

犯罪の防止は、警察の責務ではあるが、法的義務とまでは評価できないことから、国家補償として位置付けることは法的に困難であるとするのが、現在の一般的な考えである⁽¹⁰²⁾。

奥村教授は、イギリスの犯罪被害者補償法(1996)が、基本的に、社会連帯共助の精神から、税金を基礎とする一種の災害保険的な性格であることに変更を加えることなく、傷害等級表と損害賠償制度の混合型算定方式を採用していることを参考に、「わが国の制度も一種の災害保険的な性格づけから、民事賠償を受けられ

ない被害者が不利にならないように、給付対象の範囲、給付額の増額を図ることは可能ではなからうか。」と指摘している⁽¹⁰³⁾。

4 民間の被害者支援について

(1) 被害者支援の動向

我が国では、90年代後半から被害者支援の重要性が認識され、民間の支援活動が活発化した。山上教授は、「被害者支援は、気付いてみれば、民主的な社会にとって、その存在理由の根幹に触れるような、基本的な重要課題の一つ」とし、民間援助組織の活動の必要性を指摘している（山上皓「民間援助組織による被害者支援」『被害者学研究』10号 2000 p.70）。

2002年末現在、全国被害者支援ネットワーク関係では28の民間援助団体が設立され、支援活動を行っているほか、強姦救援センター、全国交通事故遺族の会、少年犯罪被害当事者の会、犯罪被害者の会等が活動している。その活動は、電話相談やカウンセリングが中心で、必要な支援サービスの一部を行っているに過ぎない。中心的団体である被害者支援都民センターにおいても、電話相談・カウンセリングが中心で、病院、裁判所等への付添い等の支援を本格的に開始したのは、2001年である。民間援助団体では、危機介入等の基本的な支援活動が行われていないのが実態である。

(2) 民間の被害者支援の国際動向

民間の被害者支援は、被害者が必要とする支援サービスのなかで重要な位置を占めている。

(i) 司法の基本原則

国連の司法の基本原則第14項は、「被害者は、政府・ボランティア・コミュニティに基礎をおく機関、及び地域固有の機関等から、物質的、医療的、精神的、社会的に必要な援助を受けることができる」としている。これを受け、国連ハンドブック⁽¹⁰⁴⁾は、担当行政機関、団体、家族等、コミュニティの支援組織の相互調整を強化し、そのネットワークを拡大することが必要

であり、そのために被害者支援プログラムをつくるよう提言するとともに、支援組織は、危機介入、カウンセリング、擁護（Advocacy）、捜査期間中の支援、刑事訴追・公判中の支援、処分決定後の支援、専門家等の被害者問題に関するトレーニング、暴力防止その他の予防サービス、被害者問題に関する大衆教育の9項目のサービスを保証しなければならないとしている。

(ii) イギリスのV S (Victim Support)

イギリスのV S⁽¹⁰⁵⁾は、事件直後の危機介入、犯罪で壊された鍵の付替等、生命保険・損害保険の申請援助、事件についての情報提供、裁判所への証人出廷の際の付添い、カウンセリング等のサービスを提供している。「被害者憲章」にV Sのサービスに関する記載があるように、重要な役割を担っている。V Sは、本部と386の支部を有し、全地域で、同一のサービスを提供できる体制を確立している。

イギリスでは、殺人等一定の犯罪を除き、被害者の意思を確認することなく、警察からV Sに被害者情報を提供するという「自動的付託」の制度が採用されており、これにより、V Sは被害者に能動的に支援の手を差し伸べることができる。

(iii) アメリカ合衆国における民間支援団体

アメリカにおいては⁽¹⁰⁶⁾、1972年に民間支援組織が設立され、以後全国に発展・拡大している。1984年の連邦犯罪被害者法（Victims of Crime Act「VOCA」）により創設された連邦の犯罪被害者基金から補助金が交付されることとなり、急増した。

民間支援組織は、地域に根ざした組織とそれらの運営の指導・連絡・調整に当たる組織（傘となる組織）に分けられる。被害者に対する直接的支援を行っている地域に根ざした組織は、アメリカ全土で、大小1万以上存在するといわれ、その活動内容は多様であるが、おおむね、緊急援助活動（危機介入等）、カウンセリング、各種代弁・支援活動、各種申請の援助、刑事手続関連サービス等の支援活動を行っている。

傘となる組織としては、NOVA等があり、被害者の権利等についての制度改善の働き掛け、調査研究、被害者支援組織の指導等を行っている。なお、傘となる組織等により、1984年に全米被害者憲法修正ネットワーク（NVCAN）が設立され、憲法修正を推進する活動を行っており、イギリスと好対照である。

司法省は、「実務からの新方向性：21世紀にむけた被害者の権利と支援」（New Direction from the Field: Victims' Rights and Service for the 21st Century）（1997）において、被害者支援プログラムの基準となる「総合的な被害者支援サービスの確立するために」を提案しており、我が国の支援サービスの方向性を検討する際に有益である。

(3) 民間援助団体の課題

(i) 民間援助団体の必要性

犯罪被害者の受ける被害は、身体的・精神的・経済的被害等複雑かつ多様であり、また、被害者によりニーズが異なっていることから、支援内容も多様であり、被害者支援を公的機関で全て対応することは事実上不可能であり、また、効果もあがらない。支援活動を充実するためには、民間援助団体による支援活動が不可欠である。

富田教授は、公的機関の支援活動が発達するだけでは不十分で、民間援助団体による支援活動の充実も不可欠であるとして、次の三点を指摘している⁽¹⁰⁷⁾。① 刑事司法機関による被害者支援には限界があり、通報しない被害者、時効となった事件の被害者等は支援を受けることが困難であるが、民間機関であれば支援することができる、② 被害者は多様な支援を必要とするが、公的機関の縦割り行政で必ずしも調整が円滑に行われておらず、このような場合には、民間機関が連絡調整を行うことが可能となる、③ 公的機関が支援予算を獲得することは困難であるが、民間機関であればボランティアの活用により費用を抑えることが可能である。

杉本弁護士は、捜査・司法機関は完全に被害者の立場に立ちきることにはできないとして、民間支援組織の必要性を指摘し、「被害者の具体的な援助に携わる機関は、捜査、司法機関から独立した組織が、被害者の真のニーズに従い、被害者の主体的な選択に従って、捜査、司法機関が持つ目的、要請との間を調整し、さらには場合によっては、対立してでも被害者の意思の貫徹を援助しなければならない。」としている⁽¹⁰⁸⁾。

また、公的機関と民間援助団体間の役割分担を明らかにする必要があるとの問題提起がなされているが、民間援助団体の体制整備が進んでおらず、かつ、活動も限定的なため、役割分担について検討するまでの段階に至っていない。

(ii) 民間援助団体についての課題

(a) 課題

我が国においては、民間援助団体が設立されていない地域が多く、また、既存の民間援助団体は、財政面、体制面（支援員の確保と教育、支援サービスの充実と拡大等）、援助プログラムの効果測定、関係機関との協力関係の確立、倫理綱領の策定等の課題を抱えている⁽¹⁰⁹⁾。

民間援助団体の活動実態に関する調査（三菱総合研究所 警察庁委託調査 2000）は、ボランティアの人数が少ないので一人の負担が大きいこと（41%）、活動費が少ないので十分な活動ができないこと（39%）、専門的知識がないので十分な支援ができていないか不安であること（27%）等の問題を指摘している。①運営資金が確保されていること、②組織運営の人材が確保されていること、③ボランティアの養成、④被害者関係団体との連携ができていないことが要請⁽¹¹⁰⁾されるが、この要件を充足する民間援助団体はないといっても過言でない。

(b) 民間援助団体の設立

全国被害者ネットワーク関係の民間援助団体は、27都道府県28団体であり、全国をカバーしていない。欧米では、人口10万人につき一の被害者支援センターが必要であるといわれており、

日本でも各都道府県に2～5ヶ所必要であるとする意見⁽¹¹¹⁾がある。また、被害者の立場からは、サービス提供者が誰かということよりも、その地域で支援サービスが行われているかどうかの方が重要であるとの指摘⁽¹¹²⁾もある。

「犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言」（以下「提言」という。）⁽¹¹³⁾は、民間援助団体の体制は不十分であり、民間援助団体の設立等を支援する必要があるとしている。

(c) 財政的基盤の充実—公的な財政支援が必要

提言は、民間援助団体が強く要望しているのは財政的支援であるとして、「多くの団体が設立してから間もないこと、規模も小さいこと、個人・団体から多額の寄付を得ることが困難な経済状況にあることなどを踏まえると、民間援助団体が安定的に事業を実施するためには公的な財政的支援が重要である。」と指摘している。

我が国においても、イギリスのV Sに対する補助、アメリカの犯罪被害者基金からの補助等を参考に、公的な財政的支援の充実・拡大が期待される。

(d) ボランティアの養成等

被害者のニーズに対応するためには、多数かつ多様なボランティアを養成する必要がある。水戸被害者援助センターでは、被害者ボランティア養成講座を開いてその養成に努めているところであるが、他の民間援助団体も研修体制を確立する必要がある。全国被害者支援ネットワークは、ボランティア養成のための共通マニュアルの作成等が必要だと指摘している⁽¹¹⁴⁾。また、同ネットワークは、被害者支援研修センター（研修、講師派遣、調査研究、啓発広報等を行う機構）の設立を目指した活動を行うこととしている。

(e) 関係機関との連携

一民間援助団体で提供できるサービスは限られており、関係団体がその特性を活かしたサービスをそれぞれ提供し、専門外の分野については他組織に紹介するなどにより、全体として支

援の実があがるようにする必要があり、そのためには、民間援助団体・公的機関とのネットワークの形成が必要となる⁽¹¹⁵⁾。

民間機関の間のネットワークである全国被害者支援ネットワークでは、被害者支援に関する協力・共助、情報交換、教育・訓練等の事業を行っているが、活動の充実という課題とともに⁽¹¹⁶⁾、どのような性格の組織とするかが大きな課題であり、イギリスのV Sとアメリカ合衆国のNOVAのいずれをモデルとするか、あるいは別のモデルを目指すべきか、今後検討する必要があるとされている⁽¹¹⁷⁾。また、富田教授は、民間機関と警察等の公的機関との協力関係が必要であると指摘している⁽¹¹⁸⁾。

今後、民間援助団体等の機能的なネットワークが形成されることが必要不可欠である⁽¹¹⁹⁾。

(iii) 民間の被害者援助団体の活動を促進する制度

2001年に犯罪被害者等早期援助団体の指定制度が設けられたが、2002年5月に(株)被害者支援都民センターが、同年12月に(株)いばらき被害者支援センターが、それぞれ指定を受けたにすぎない。法人格を有している団体も少なく、今後民間被害者援助団体の設立、法人化等の促進が必要であると指摘されている⁽¹²⁰⁾。

5 総合的な犯罪被害者支援について

(1) 支援活動の総合化・体系化

我が国の支援活動は、共通の理念に基づき、総合的かつ体系的に実施されてはいない。大谷教授は、「被害者に与えられるべき権利の形態も極めて多様である。そればかりでなく、個々の支援は具体的かつ個別的であり、いかなる性質・範囲・程度のもを支援の対象にすべきかは困難な問題である。」として、「現在何よりも大切なことは、犯罪被害者支援の理念ないしゴールは何かを十分に議論し、きちっとした支援の方針を確立することであると思われる。」(大谷実「犯罪被害者対策の理念」『ジュリスト』1163号

1999 p.8) と指摘し、瀬川教授は、「現在、わが国では、被害者支援のための法的整備が進められているが、これを終えた後、支援システム全体を見直すべきである。」(瀬川晃「被害者支援の歩み」『講座被害者支援第1巻』2000 p.89) と指摘している。

(2) 犯罪被害者の権利

犯罪被害者の権利を法的に位置付けようとする活動が、近時活発化している。

(i) 犯罪被害者の権利宣言

全国被害者支援ネットワークは、1999年5月、「犯罪被害者の権利宣言」を公表した⁽¹²¹⁾。「犯罪被害者を理解と配慮をもって支援し、その回復を助けることは、本来、社会の当然の責務である。」として、7つの権利を宣言している。

① 公平な処遇を受ける権利、② 情報を提供される権利、③ 被害回復の権利、④ 意見を述べる権利、⑤ 支援を受ける権利、⑥ 再被害からまもられる権利、⑦ 平穏かつ安全に生活する権利である。そして、国・地方公共団体は、被害者支援のための総合的な施策を講ずる責務を担うべきであり、また、国民は、犯罪被害者の置かれている状況を理解し、支援に協力することが求められるとしている。

(ii) 被害者の権利と憲法

日本国憲法には被害者の権利に関する規定が置かれていないことから、憲法上どのように評価すべきかとの論議が、近時なされている。被害者の権利を憲法第13条の幸福追求権に求める見解が多い。また、ドイツの国の基本権保護義務論を日本国憲法の解釈に取り入れて説明しようとする見解もある。これらの見解については、試論の論文もあるように、未だ十分論議されておらず、種々の批判があるところであり、今後、理論的検討が必要と思われる。

(iii) 犯罪被害者の権利論に対する問題提起

瀬川教授は、被害者の権利として位置付ける動きは望ましいとしながらも、被害者の法的地位の充実・強化の中で確立された様々な要請を

「犯罪被害者固有の権利」として捉えてよいのだろうか」と疑問を呈している。アメリカ合衆国各州の権利章典の規定は、単なる訓示規定であり、イギリスの被害者憲章も法的権利を意味するものではなく、象徴的な意義を有するに過ぎないとしたうえで、「必要とされる具体的な施策を積み重ねていくなかで、被害者の法的地位を確実に充実、強化していくことこそが今必要なことのように思われる。そうして、法的地位の充実・強化に努めることが、近い将来の「被害者の権利」の実現に結びつくのではないだろうか。」としている（瀬川晃「刑事司法における被害者への配慮」『宮澤浩一先生古稀祝賀記念論文集』成文堂 2000 p.91）。

高橋教授は、犯罪被害者の権利については、更に高めていく必要があるが、被疑者等の利益と衝突する場面があるとして、慎重な検討が必要であり、その場合には、六つの基本思想を堅持しなければならないと指摘している⁽¹²²⁾。その主な基本思想は、次のとおりである。① 被害者の地位は、被疑者等に認められている「無罪の推定」を侵害するものであってはならない。弁護の正当な利益は保護されなければならない。② 被害者は、可能な限り、刑事手続による侵害から保護されなければならない。③ 被害者は、証人義務を除いて、手続上強制されない。④ 被害者の利益を考慮することが、刑事司法の機能を害するものであってはならない。

また、太田助教授は、被害者支援の前提条件として、① 犯罪者の権利を損なうことがあってはならないこと、② 犯罪者処遇制度や社会復帰理念を今後も維持・発展すべきこと、③ 被害者の法的地位や権利は、被害者にとって真の利益に繋がるものでなければならないことなどを指摘している（「犯罪被害者支援の国際的動向と我が国の展望」『法律のひろば』53巻2号 2000 p.4）。

(3) 犯罪被害者基本法案

(i) 日本弁護士連合会の提言

日弁連は、1999年に、犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言⁽¹²³⁾を公表し、その中で、犯罪被害者基本法要綱を示し、その立法化を推進する方針を打ち出した。

この提言は、基本法制定の必要性について、次の三点をあげている。① 憲法には犯罪被害者の権利に係る明文の規定がなく、その抽象性は否めない。犯罪被害者の権利実現のためには、憲法上の要請を具体的に権利として規定した基本法の存在が不可欠である。② 被害者の法的地位を確立するためには、先ず、被害者の権利保障の基本理念を明らかにして、国と地方公共団体の行うべき基本的施策を定める基本法が不可欠で、個別法の改正では不十分である。③ 犯罪被害者支援は、統一的基本方針に基づいて、経済的、精神的、刑事司法的な各側面から総合的・統合的に行われなければ、その実効性を期しがたく、そのためには、犯罪被害者基本法を制定し、社会における犯罪被害者の地位を明確にするとともに、その施策の基本を定めることが必要である。

(ii) 犯罪被害者基本法案

第147回国会に、民主党の「犯罪被害者基本法案」が提出された。この法案は、犯罪被害者支援の総合的対策が必要であるとの観点から、国及び地方公共団体に犯罪被害者等が受けた被害の回復及び犯罪被害者等の社会復帰を支援する責務があることを明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者支援対策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の福祉の増進に寄与することを目的としているが、衆議院解散により審査未了となった。その後、第151回国会に、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合の犯罪被害者基本法案が提出され、第155回国会で審査未了となった。

(iii) 基本法構想についての議論

基本法構想に関しては、犯罪被害者支援を総合的に推進するために必要であるとする点についての反対論はないが、現時点での立法の必要

性については、意見が分かれている。

被害者の法的地位、被疑者の人権との調整、自然災害等犯罪以外の被害者との調整等困難な問題があり、これらの検討をまず行い、その結果を受けて基本法の制定が可能となるとして、現時点では時期尚早とする見解がある⁽¹²⁴⁾。これらの論者は、支援対策の基本的な考え方を明らかにすることは、法律形式ではなく、他の方法で可能であるとしている。

臼井法務大臣は、「被害者保護の問題につきましては、まずもって個別具体的な施策を着実に実施していくことが肝要と考えておまして」（平成12年第147回国会衆議院法務委員会議録第12号 p.7）、「基本法の必要性につきましては、こうした種々の個々具体的な施策を講じていく中で総合的な見地から検討するのが適当である」（同参議院法務委員会会議録第12号 p.4等）と答弁し、伊吹国務大臣は、「…いろいろな施策がございますから、こういうものをやはり私どもは積み上げながら…いずれ方向として基本法でまとまるものなのか、あるいは、総合調整的な役割を果たす省庁において被害者に一番プラスになるための援助だとか情報提供だとかいうことを行う形で持っていく方がいいのか、これはいろいろ立法論上の議論があろうかと思ます」（平成13年第151回国会衆議院内閣委員会議録第5号 p.13）と答弁している。

(4) 犯罪被害者支援法要綱（案）

全国被害者支援ネットワークにおいては、自立した組織として活動するためには財政基盤の確立が必要であり、そのためには、国及び地方公共団体による財政支援が不可欠であるとして、2002年4月に、「犯罪被害者支援法要綱（案）」をまとめた。

要綱（案）は、支援活動の観点からの施策を内容とするものであり、基本法案とはその構成が異なっている。被害者支援の基本理念と国・地方公共団体が行うべき施策の基本を定め、犯罪被害者の被害回復と社会復帰を速やかに実現

することを目的としており、基本理念として、① 犯罪被害者には理解と配慮をもって接し、被害の内容及び加害者との関係などに基づく予断と偏見を持つてはならないこと、② 犯罪被害者のプライバシーは、尊重されなければならないこと、③ 犯罪被害者は、人種、国籍、宗教等により差別されてはならないことを掲げている。国が講じなければならない施策として、次の事項とともに、プライバシーの保護と教育・啓発を掲げ、地方公共団体は国に準じて必要な施策を講じることとする旨の規定を置いている。

- (a) 犯罪被害者が、被害者支援組織並びに医療、カウンセリング及び法律等の専門家の支援を受けるための制度を確立すること
- (b) 犯罪被害者が、被害直後に必要とする費用及び(a)の支援を受けるための費用を援助する制度を確立すること
- (c) 犯罪被害者が、被害の反復継続を避け、被害の精神的苦痛を緩和し、又は、加害者からの報復を避けるために利用することができる生活施設を設置運営し、及び同様の目的を持つ民間機関を援助すること

(5) 総合的な犯罪被害者支援について

総合的な犯罪被害者支援方策を策定する必要性についての認識はほぼ同一であるが、その具体的な推進方法については、必ずしも一致していない。特に、刑事手続における被害者の地位は、刑事訴訟の基本構造に関わる根本的な問題であり、この問題を含めた場合には、総合的な犯罪被害者支援施策の方向性を見出すことは、早急には望めない。まずもって、民間援助団体に関わる事項について法制化することが現実的選択と思われる。

おわりに

我が国における犯罪被害者支援の現状と今後

の課題について概観してきたが、ようやく離陸期に到達したにすぎず、支援の全体像が明確になっておらず、かつ、その方向性も定かではない⁽¹²⁵⁾。2002年の一般刑法犯認知件数は285万件と戦後最高を記録していることもあり、早急に犯罪被害者支援策を確立しなければならないと思われる。指摘されている諸課題の検討に積極的に取り組み、我が国全体として、総合的かつ体系的な犯罪被害者支援策の確立が望まれる。

注(1) 椎橋隆幸「犯罪被害者救済の基本的視座」『現代刑事法』2巻2号, p.7.

(2) 司法制度改革会議意見書(2001.6.12) p.52.

(3) 宮澤浩一「被害者学事始め第17講」『時の法令』1296号, 1986, p.25、同「犯罪被害と被害特性」『法律のひろば』40巻1号, 1987, p.22. 同「被害者学の現況」『被害者学研究』創刊号, 1992, p.25.

(4) 小西聖子『犯罪被害者の心の傷』白水社 1996, p.23 以下。

(5) 大谷実「わが国における犯罪被害者の実態」『ジュリスト』575号, 1974, p.37.

(6) 大谷実・斎藤正治『犯罪被害給付制度』有斐閣 1982, p.14.

(7) 朝日新聞社説「犯罪被害者の救済制度」1974.9.21、読売新聞社説「犯罪被害者とその遺族の救済を」1975.1.8.

(8) 1975年7月2日 第75回国会衆議院法務委員会議録第29号。

(9) 斎藤誠二「被害者補償をめぐる」『法律のひろば』28巻2～4号, 1975、斎藤誠二「被害者補償制度の基本問題」風間書房 1977、藤永幸治「犯罪被害者補償制度の問題点」『警察学論集』28巻6号, 1975、大谷実『犯罪被害者と補償』日経新書237 1975、大谷実『被害者の補償』学陽書房 1977, p.81、平野他「犯罪による被害者の補償」『ジュリスト』575号, 1974, p.18、大谷実他『犯罪被害者補償制度』成文堂 1976 所収の各論文—大谷實「刑事被害者補償をめぐる諸問題」(法学セミナー 231号)、鈴木義男「被害者補償の諸問題—英米での論議を顧みて」(植松博士還暦論集法律編)、小川太

郎「犯罪被害者に対する国家補償」(斎藤金作還暦祝賀『現代の共犯理論』)

井戸田侃「犯罪被害者補償制度をめぐる若干の基本問題」『立命館法学』121-124合併号 1975, p.385。井戸田教授は、前掲『ジュリスト』575号において、「被害者補償制度というのは、従来存在していた刑事手続の基本原則を根本的に変更させる要素があるのではないか」と指摘している。

(10) 藤永幸治 前掲9 p.52、大谷実前掲(9)『被害者の補償』p.81.

(11) 斎藤誠二「被害者補償の制度をめぐる(二)」『法律のひろば』28巻3号, 1975, p.44、藤永幸治 前掲(9) p.66.

(12) 大谷実 前掲(9)『被害者の補償』p.116.

(13) 警察と給付金制度の関係については、警察の行う犯罪対策には犯罪の予防、鎮圧、捜査のみならず、犯罪被害の回復に係る事項も含まれる旨の説明がなされている(昭和55年3月25日 第91回国会衆議院地方行政委員会議録 第9号 p.23)。

(14) 昭和55年3月25日第91回国会衆議院地方行政委員会議録 第9号 p.2 以下、大谷・斎藤 前掲(6) p.56、村沢真一郎「犯罪被害給付制度(二)」『警察研究』52巻2号 p.42。なお、前掲衆議院地方行政委員会議録第9号 p.16 参照。

(15) 死亡又は第1級から第3級までの重障害に限定したことに対して、「現に生活などは不可能に近いような困難な4級から5級を対象にできないか」との質疑がなされている(1980年3月25日 第91回国会衆議院地方行政委員会議録 第9号 p.5 等)。

(16) 昭和55年3月25日 第91回国会衆議院地方行政委員会議録 第9号 p.12.

(17) 昭和55年3月26日 第91回国会衆議院地方行政委員会法務委員会連合審査会議録 第1号 p.1 等、村沢真一郎「犯罪被害給付制度(三)」『警察研究』52巻3号, p.46.

(18) 大谷・斎藤 前掲(6) p.88、村沢真一郎「犯罪被害給付制度(五)」『警察研究』52巻7号, p.32。親族間の犯罪被害については、国会では質疑が行われていない。

(19) 給付の最高額については、2001年の法改正前に

- においては、物価上昇等に伴い、三次（1982、1987、1994）にわたり、増額された。なお、最低額は据え置かれていた。
- ⑳ 昭和55年3月27日第91回国会衆議院地方行政委員会議録 第10号 p.10、1980年4月22日第91回国会参議院地方行政委員会会議録第7号 p.22.
- ㉑ 大谷・斎藤 前掲(6) p.218 以下、刑事手続における被害者保護については、『刑法雑誌』29巻2号有斐閣 1988, p.1 以下、野間禮二「わが国の刑事手続における犯罪被害者の保護」『松山大学論集』1巻4号 松山大学学術研究会 1989, p.354.
- ㉒ 実態調査については、I(i)(ii)参照。
- ㉓ 「特集・犯罪被害給付制度10周年」『警察学論集』第44巻第12号, 1991.
- ㉔ 犯罪被害者相談室は、2000年に被害者支援都民センターとして社団法人化。
- ㉕ 「警察の『被害者対策』に関する研究会報告書」『警察学論集』49巻4号, 1996, p.96.
- ㉖ 田村正博「警察の被害者対策のあり方について」『警察学論集』49巻4号, 1996, p.4、国松孝次「刑事警察の歴史と今後のあり方」『講座日本の警察第二巻』立花書房 1993, p.24、田村正博「警察活動の基本的な考え方」『警察学論集』51巻12号, p.149.
- ㉗ 被害者対策要綱の全文は、<<http://www.npa..go.jp/higaisya>>
- ㉘ 田村正博 前掲(26)『警察学論集』49巻4号, p.26.
- ㉙ 太田裕之「警察における犯罪被害者対策の推進」『法律のひろば』52巻5号, 1999, p.35、同「警察の被害者支援の現状と課題」『警察学論集』52巻8号、安田貴彦「警察の犯罪被害者対策の現状と犯罪被害者等給付金支給法改正の経緯」『警察学論集』54巻7号, 2001, p.11、黒川智「犯罪捜査規範の改正について」『警察学論集』52巻8号, 1999, p.59.
- ㉚ 田野尻猛「検察における犯罪被害者保護への取り組み」『法律のひろば』54巻6号, 2001, p.18.
- ㉛ 矢澤健三郎「被害者への情報提供とその問題点」『法律のひろば』52巻5号, 1999, p.20、<<http://moj.go.jp>>
- ㉜ 鴨下守孝他「矯正と保護における対策」『講座被害者支援2巻』2000, p.300.
- ㉝ <<http://www.nichibenren.or.jp/katudo/sytyou/iken/99>>
- ㉞ 垣添誠雄「犯罪被害者の支援と弁護士会の役割」『自由と正義』49巻11号, 1998, p.124、高井康行「弁護士会における犯罪被害者保護への取り組み」『法律のひろば』54巻6号, 2001, p.27、犯罪被害者支援委員会については、前掲(33)。
- ㉟ <<http://www.kantei.go.jp/singi/hanzaihigai/2000/0413hanzai.html>>
- ㊱ 改正法解説として、松尾浩也編著『逐条解説犯罪被害者保護二法』有斐閣 2001 等。
- ㊲ 「座談会 犯罪被害者の保護」『ジュリスト』1176号, p.6.
- ㊳ 川出敏裕「刑事手続における被害者の保護」『ジュリスト』1163号, 1999, p.45、田口守一「証言尋問の新たな形態の導入」『現代刑事法』19号, p.23、椎橋隆幸「わかりやすい犯罪被害者保護制度」有斐閣 2001, p.46.
- ㊴ 法制審議会刑事法部会第78回会議議事録。
- ㊵ 松尾浩也編著『逐条解説犯罪被害者保護二法』前掲(36) p.102.
- ㊶ 酒巻匡「犯罪被害者等による意見の陳述について」『法曹時報』52巻11号, 2000, p.3213.
- ㊷ 奥村正雄「犯罪被害者保護関連二法と犯罪被害者支援のあり方」『警察学論集』53巻11号, 2000, p.62.
- ㊸ 瀬川晃「刑事司法における被害者への配慮」『宮澤浩一先生古稀祝賀記念論文集』成文堂 2000, p.105.
- ㊹ 酒巻匡 前掲(41) p.3221.
- ㊺ 高田他「特集 被害者保護と刑事手続」『刑法雑誌』第42巻1号, 2002.
- ㊻ 被害者支援に関する検討会「犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言」2001.12 <<http://www.npa.g.jp>>。なお、提言は、望まれる施策として、情報の提供、精神的なケアの充実、二次的被害の防止・軽減及び再被害の防止をあげている。

- (47) 「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」(平成14年国家公安委員会告示第5号)。
- (48) 「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」(平成14年国家公安委員会規則第1号)。
- (49) 平成13年3月21日 第151回国会衆議院内閣委員会議録 第6号、平成13年4月5日第151国会参議院内閣委員会会議録 第7号。
- (50) 「犯罪被害者発生実態に関する調査」JUSRI リポート 都市防犯研究センター 1990、『犯罪被害者実態調査』犯罪被害実態調査研究会 1994、法務総合研究所『犯罪被害実態(暗数)調査結果の概要』2000.3 等。
世論調査としては、『犯罪被害者に関する世論調査』内閣総理大臣官房広報室 2000.9。
- (51) 辰野文理「犯罪被害者の実態とニーズ」『現代刑事法』10巻 2000 p.11、荒木伸怡「被害者ニーズの把握と政策提言」『現代のエスプリ』336号 1995 p.39。
- (52) 富田信穂「犯罪被害者支援における民間機関の役割について」『立教法学』55号, 2000, p.235。
- (53) 岡村勲「犯罪被害者に信用されない刑事司法」『現代刑事法』19号, 2000, p.55。
- (54) 酒巻匡「犯罪被害者保護等のための新法律」『逐条解説犯罪被害者保護二法』有斐閣 2000, p.10・14・26・29・32、補佐人・弁護士制度については、「座談会犯罪被害者の保護」『ジュリスト』1176号 2000 p.24、太田達也「証人への付添いと被害者等の傍聴に対する配慮」『現代刑事法』19号, 2000, p.30、村井敏邦「刑事手続における被害者の地位」『法と民主主義』341号, 1999, p.7、公判出席権については、太田達也前同p.32。
- (55) 最高裁判所第三小法廷判決平成2年2月20日(『判例時報』1380号, p.94.) 参照。
- (56) 川出敏裕「刑事手続における犯罪被害者の地位」『ジュリスト増刊 刑事訴訟法の争点 第3版』有斐閣 2002, p.37。なお、田口守一他「座談会犯罪被害者の保護」『ジュリスト』1176号, 2000, p.26。
- (57) 川崎英明「犯罪被害者二法と犯罪被害者の権利」『法律時報』72巻9号, p.3、川崎英明「論争刑事訴訟法第12回」『法律セミナー』573号, 2002, p.93、なお、川出敏裕「刑事手続における犯罪被害者の地位」前掲(56) p.36参照。
- (58) 岡村勲 前掲(53)、なお、岡村勲(全国犯罪被害者の会(あすの会)代表幹事)「意見書」司法制度改革推進本部裁判員・刑事検討会 2002.9.12。
- (59) 太田達也「証人への付添いと被害者等の傍聴に対する配慮」『現代刑事法』19号, 2000, p.30、川出敏裕 前掲(56) p.37。
- (60) 太田達也 前掲(59) p.31。
- (61) 野間禮二「わが国における刑事手続における犯罪被害者の保護」前掲(21) p.36。
- (62) 前掲(54)「座談会犯罪被害者保護」における川出助教授及び河村課長発言。
- (63) 岡村勲 前掲(53)。
- (64) 垣添誠雄 前掲(34) p.134。
- (65) 諸澤英道「日本における被害者支援団体の課題と展望」『自由と正義』49巻11号, 1998, p.116。
- (66) 新屋達之「刑事手続における情報提供」『法律時報』71巻10号, 1998, p.24。
- (67) 高橋則夫『刑法における損害回復の思想』成文堂 1997、吉田敏雄「法的平和の回復(一)~(二十一)」『北海学園大学法学研究』30巻3号~38巻1号、守山正・西原春夫「犯罪学への招待」日本評論社 2001、高橋他「刑法の目的と修復的司法の可能性」『刑法雑誌』41巻2号, 2002等。
- (68) 修復的司法の代表例としては、被害者と加害者の和解(Victim Offender Mediation、カナダ、北アメリカ、ヨーロッパ等)、集団会議(Confere ncing、ニュージーランド、オーストラリア、アジア等)、サークル(Circles、カナダとアメリカ合衆国)の3プログラムがある。
- (69) 修復的司法の導入検討については、染田恵「修復的司法の理論的・実務的課題と日本における活用可能性」『犯罪と非行』127号 2001 p.66、前野育三「修復的司法の現実的可能性と具体的形態」『法と政治』53巻1号 2002 p.31 等。前野育三「修復的少年司法」『自由と正義』53巻5号 2002 p.40。なお、導入に否定的な見解として、諸澤英道「被害者関係の刑事司法と犯罪者の処遇」『刑政』

- 113巻2号 2002 p.28。また、吉田政府参考人は、起訴猶予等を例にあげて、「リストラティブジャスティス」ということの主張している非常に大きなコアの部分というのは、現実的に日本でも実践されてきていたのではないかと述べている（平成12年第147回国会衆議院法務委員会録 第12号 p.12）。
- (70) 高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」『ジュリスト』1163号, 1999, p.72、宮崎英生「刑事手続と損害の回復」『法律時報』71巻10号1999, p.43、奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援策」『現代刑事法』10号, 2000, p.46。
- (71) 「犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言」前掲(46)。
- (72) 松尾浩也他『刑事訴訟法を学ぶ』（田口守一）有斐閣 1993, p.128、椎橋隆幸「犯罪被害者の救済に必要な法制度」『自由と正義』49巻11号, 1998, p.108、垣添誠雄「犯罪被害者の支援と弁護士会の役割」前掲(34) p.129、渥美東洋『複雑社会で法をどう活かすか』立花書房 1998, p.331。なお、小野清一郎『全訂刑事訴訟法講義』有斐閣 1937, p.626 参照。
- (73) 高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」前掲(70)・同「犯罪被害者保護関連二法の残された課題」『現代刑事法』19号, 2000, p.49・同「刑法における損害回復の思想」前掲(67) p.6 以下。宮崎氏の損害賠償のモデルについては、前掲(70) p.45。なお、損害回復行為の刑法的な意義については、高橋則夫「刑法における損害回復の思想」前掲(67)参照。
- (74) 宮崎英生「刑事手続と損害の回復」前掲(70)、奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援」前掲(70)、椎橋隆幸「犯罪被害者の救済に必要な法制度」前掲(72)・同「犯罪被害者保護・支援の課題と展望」『法律のひろば』54巻6号, 2001, p.4。
- (75) 法制審議会刑事法部会第79回・第80回・第81回会議議事録、「座談会 犯罪被害者の保護—法制審議会答申をめぐって」『ジュリスト』1176号, p.2 以下、高橋則夫「犯罪被害者保護関連二法の残された課題」前掲(73) p.49。
- (76) 大谷実「犯罪被害者対策の理念」『ジュリスト』1163号, 1999, p.12、椎橋隆幸「犯罪被害者救済に必要な法制度」前掲(72) p.109。団藤重光『新刑事訴訟法綱要 7訂版』創文社 1967, p.604 は、「立法論としてなお研究に値する問題である。」としている。
- (77) 小野清一郎『全訂刑事訴訟法講義』前掲(72) p.621。
- (78) 昭和23年5月29日 第2回国会参議院司法委員会会議録 第34号 p.11、石川才顕「犯罪被害者への損害賠償の必要性と刑事司法的介入の理論的基礎」『日大法学』31巻4号, 1961, p.84、平野竜一他「犯罪による被害者の補償」『ジュリスト』575号, 1974, p.27、「刑事訴訟法の制定過程」『法学協会雑誌』92巻5号及び7号、93巻3号。
- (79) 小木曾綾「犯罪被害者と刑事手続」『法学新報』98巻3・4号, 1991, p.237。
- (80) 田口守一「西ドイツにおける犯罪被害者の地位」『刑法雑誌』29巻2号, 1988, p.225、宮崎英生「刑事手続と損害の回復」前掲(70) p.45、エバーハルト・ジギスムント「最初の被害者保護法によって発達したドイツにおける付帯私訴：検討のための試み」『アジ研所報』14巻, 2000, p.20、滝本幸一他「ドイツにおける被害者保護施策及び被害者救済活動の現況」『法務総合研究所研究部報告9』2000, p.111。
- (81) 滝沢誠「付帯私訴による被害者の損害回復」『法学新報』107巻9.10号, 2001, p.151。
- (82) 宮澤浩一他『犯罪被害者の研究』成文堂 1996, p.179。
- (83) 2000年4月21日 第147回国会衆議院法務委員会会議録 第14号, p.6。
- (84) 松尾浩也他『刑事訴訟法を学ぶ』（田口守一）前掲(72) p.128、渥美東洋『刑事訴訟を考える』日本評論社 1988, p.179、小野清一郎 前掲(72) p.626、垣添誠雄「犯罪被害者の支援と弁護士会の役割」前掲(34) p.129。
- (85) 川出敏裕「刑事手続における犯罪被害者の法的地位」前掲(66) p.37・同「付帯私訴制度について」『田宮裕博士追悼論集下巻』2003, p.287、滝沢誠 前掲(81) p.141、大谷実『被害者の補償』前掲(9) p.185、松尾浩也他編『刑事訴訟法を学ぶ』前掲(72) p.128。

- 86) 野間禮二「裁判における対策」『被害者支援講座 第2巻』東京法令出版 2000 p.279・同「わが国の刑事手続における犯罪被害者の保護」前掲(21) p.322、滝沢誠前掲(81) p.156.
- 87) 高橋則夫「犯罪被害者保護関連二法の残された課題」前掲(73) p.53、奥村正雄「イギリスの犯罪被害者対策の現状」『産大法学』32巻2・3号, 1998, p.80・同「犯罪被害者に対する経済的支援策」前掲(70) p.55、『外国の立法』12巻6号, 1973, p.251、大谷実『刑法改正とイギリス刑事法』成文堂 1975, p.66、浜井浩一他「連合王国における犯罪被害者施策」『法務総合研究所研究部報告9』2000 p.66.
- 88) 佐伯仁志「刑罰としての損害賠償—アメリカ法の最近の動向」『産大法学』34巻3号, 2000, p.98、安東美和子他「アメリカにおける犯罪被害者施策及びその運用」『法務総合研究所研究部報告9』2000, p.33.
- 89) 法制審議会刑事法特別部会 改正刑法草案 刑法改正資料(4) 1972 法務省刑事局、大谷実『被害者の補償』前掲(9) p.187.
- 90) 高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」前掲(70) p.75・同「犯罪被害者保護二法の残された課題」前掲(73) p.53.
- 91) 大谷実『被害者の補償』前掲(9)、奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援策」前掲(70)。
- 92) 高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」前掲(70) p.75.
- 93) 「犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言」前掲(46)。
- 94) 高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」前掲(70) p.78、奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援策」前掲(70) p.54.
- 95) 千野啓太郎「改正暴対法の今後の課題」『警察学論集』50巻8号, 1997, p.68.
- 96) 千野啓太郎「改正暴対法の今後の課題」前掲(95)
- 97) 奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援」前掲(70)。
- 98) 平成9年5月13日 第140回国会衆議院地方行政委員会議録 第11号、平成9年5月29日第140回国会参議院地方行政委員会議録 第12号。
- 99) 宮澤浩一他『犯罪被害者の研究』成文堂 1996, p.120 (瀬川晃・奥村正雄)
- 100) 高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」前掲(70) p.73。大谷実「犯罪被害者対策の理念」前掲(76) p.12、諸澤英道「犯罪被害者対策の現状と課題」『法律のひろば』50巻3号, 1997, p.4 参照。
- 101) 児玉公男「犯罪被害者の支援について」『ジュリスト』1163号, 1999, p.66、垣添誠雄「犯罪被害者の支援と弁護士会の役割」前掲(34) p.126.
- 102) 宇賀克也『国家補償法』有斐閣 1997, p.513、奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援」前掲(79) p.49、太田達也「犯罪被害者補償制度に関する研究(2)」『法学研究』74巻5号 2001, p.65.
- 103) 奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援」前掲(70) p.51.
- 104) 「Handbook on Justice for Victims」UNODCCP 1998, p.16. (警察庁訳 p.15.)
- 105) 安田貴彦「イギリスにおける警察の犯罪被害者対策の現状」『警察学論集』49巻1～3号、奥村正雄「イギリスの被害者政策」『現代のエスプリ』336号, 1995, p.171、「Victim Support makes 27 years」<<http://www.victimsupportavonvale.org.uk/>>、河原理子『犯罪被害者 いま人権を考える』平凡社新書 1999、穴吹富美子「民間支援の範囲と活動のあり方」『講座被害者支援第5巻』東京法令出版 2002.
- 106) 安田貴彦「諸外国に見る犯罪被害者対策の現状—アメリカを中心に」『法律のひろば』52巻5号, 1999, p.42、Office for victims of crime [New direction from the Field: Victims' Rights and Service for the 21 St Century] 1998。なお、新恵理『犯罪被害者支援—アメリカ最前線の支援システム』径書房 2000 参照。
- 107) 富田信穂「犯罪被害者支援における民間機関の役割について」前掲(52) p.222.
- 108) 杉本吉史「民間支援組織の現在・将来と弁護士のかかわりの課題」『被害者支援講座第3巻』2000, p.279。斎藤豊治「被害者問題と刑事手続」『季刊刑事弁護22号』2000, p.90、穴田富美子「民間支援の範囲と活動のあり方」前掲(105) p.33、菊田幸一

- 「犯罪被害者救済の問題状況」『法学論叢』69巻3～5巻 1997, p.50 参照。
- (10) 辰野文理「被害者対策」『被害者支援講座第4巻』2001, p.79.
- (11) 穴吹富美子「民間支援の範囲と活動のあり方」前掲(10) p.33.
- (11) 諸澤英道編著『トラウマから回復するために』講談社 1999, p.314.
- (12) 山上皓 「犯罪被害者の心理と民間支援の意味」『被害者支援講座第5巻』2000, p.25.
- (13) 「犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言」前掲(10)。
- (14) 富田信穂 前掲(12) p.235.
- (15) 富田信穂 前掲(12) p.235、富田信穂「地域支援ネットワークの形成」『被害者支援講座第5巻』2000, p.124、児玉公男 前掲(9) p.63.
- (16) 富田信穂 前掲(12) p.235、諸澤英道編著 前掲(11) p.362.
- (17) 富田信穂 「地域ネットワークの形成」前掲(15) p.134.
- (18) 富田信穂 前掲(12) p.234 なお、山上教授は、犯罪の被害者にできるだけ早く必要な支援を提供できるようにするためには、被害者についての情報を、あるいは被害者との接点を早く持つ必要があるとの観点から、警察との協力が不可欠と指摘している(2001年第151回国会参議院内閣委員会会議録 第7号, p.8)。
- (19) 瀬川晃「被害者支援の歩み」『被害者支援講座第1巻』2000, p.89.
- (20) 住友一仁「被害者に対する援助の措置について」『警察学論集』54巻7号, 2001, p.45.
- (21) 全国被害者ネットワークは、権利宣言を提示して、基本法制定の推進を依頼する道筋を選択したとのことである(富田信穂「地域支援ネットワークの形成」前掲(15) p.130、同「被害者学の軌跡と展望」『被害者学研究』第10号 2000, p.33)。
- (22) 高橋則夫「被害者関係の刑事司法と修復的司法」『法律時報』71巻10号 1999, p.10.
- なお、太田達也「犯罪被害者支援の国際的動向と我が国の展望」『法律のひろば』53巻2号 2000, p.4 参照。
- (23) 日本弁護士連合会「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」前掲(3)。
- (24) 平成12年4月7日第147回国会衆議院法務委員会(会議録第11号 p.6 以下)における瀬川晃参考人・田口守一参考人の意見開陳。
- (25) 諸澤英道「『被害者対策幕引論』に思う」『被害者学研究』12号, 2002, p.1.

(行政法務調査室 こばやし ともゆき 小林 奉文)